

平成17年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成17年6月23日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成17年6月23日 午前9時39分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第9号 平成17年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事(東枝5工区)の請負契約の締結について
- 日程第3 議案第10号 竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事(建築主体工事)の請負変更契約の締結について
- 日程第4 議案第11号 周防大島町奨学金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第5 発議第1号 住民生活を支える道路整備の推進を求める意見書の提出について
- 日程第6 発議第2号 米海軍厚木基地機能の岩国移転に反対する決議の提出について
- 日程第7 請願第3号 周防大島花火大会の助成に関する請願書
- 日程第8 議員派遣の件について
- 日程第9 委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第9号 平成17年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事(東枝5工区)の請負契約の締結について
- 日程第3 議案第10号 竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事(建築主体工事)の請負変更契約の締結について
- 日程第4 議案第11号 周防大島町奨学金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第5 発議第1号 住民生活を支える道路整備の推進を求める意見書の提出について
- 日程第6 発議第2号 米海軍厚木基地機能の岩国移転に反対する決議の提出について
- 日程第7 請願第3号 周防大島花火大会の助成に関する請願書
- 日程第8 議員派遣の件について
- 日程第9 委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(26名)

1番	安本 貞敏君	2番	伊東 梅芳君
3番	土手 正喜君	4番	平野 和生君
5番	荒川 政義君	6番	浜戸 信充君
7番	杉山 藤雄君	8番	神岡 光人君
9番	田村 三郎君	10番	伊藤 秀行君
11番	武政 輝夫君	12番	平村 真成君
13番	魚谷 洋一君	14番	松井 岑雄君
15番	黒田 壇豊君	16番	広田 清晴君
17番	魚原 満晴君	18番	富田 安英君
19番	木村 潔君	20番	中本 博明君
21番	平川 敏郎君	22番	田中隆太郎君
23番	小田 貞利君	24番	尾元 武君
25番	久保 雅己君	26番	新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	山内 章弘君	議事課長	木元 真琴君
書記	河井 敏博君	書記	藤本万亀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	総合政策課長	坂本 薫君
健康福祉部長	馬野 正文君	産業建設部長	岡村 春雄君
環境生活部長	村田 章文君	久賀総合支所長	野口 菊義君
大島総合支所長	山本 治君	東和総合支所次長	藤本 正男君
橘総合支所長	中河 美昭君	教育次長	布村 和男君
公営企業局総務部長	河村 常和君	商工観光課長	中原 忍君

健康増進課長 椎木 千明君 下水道課長 嶋元 則昭君

午前9時39分開議

議長（新山 玄雄君） おはようございます。魚谷議員から遅刻の通告を受けております。

それでは、15日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（新山 玄雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が16名でありますので、通告順に質問を許します。

最初に、8番、神岡光人議員。神岡議員。

議員（8番 神岡 光人君） おはようございます。私は、本定例会において、志佐防波堤沖の新設の件について、町長に質問をいたします。

志佐漁港は、防波堤延長の不足、また県道バイパスの拡張に伴う漁港補償施設が建設されたことにより、天気の晴れたいわゆる好天時には、漁港内には反射波等などにより、船の係留が大変困難な状況になります。

まだ記憶に新しいところでありますが、昨年の台風18号では、係留船が3隻、港の外に投げ出され、そのほかにも数隻が浸水する被害を受けたところであります。私といたしましては、漁業関係者が安心して仕事に専念できるようにしてあげなければならないとの願いを持って、先般、漁協組合長をはじめ、ここにおられます同僚議員の御賛同をいただき、町長あてに志佐漁港沖防波堤建設の早期着工を願う要望書を提出させていただいたところであります。

さて、質問の本題であります。私どもが提出いたしました要望書がどのように取り扱われたのか、また本件の要望の実現性について、またその時期はいつごろになるのか、お答えをいただきたいと思っております。期待に沿うような答弁をよろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 答弁をお願いします。中本町長。

町長（中本 富夫君） 神岡議員の志佐漁港沖防波堤の新設についての御質問でございますので、お答えをいたします。

本件につきましては、去る1月の26日でございますが、「沖浦防波堤の要望について」という要望書、受理をいたしております。合併後、旧町からの事業を引き継ぎまして整備を進めておりますが、当地区では、昨年の18号台風によりまして、今お説のとおり3隻が港外に投げ出され、あるいはまた数隻が浸水をしたという報告も受けております。したがって、他の地区の漁港関係事業の進捗を見ながら実施に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。

まあいつごろかというお説でございますけれども、平成20年か21年の2カ年での整備をめぐりに、国・県の方にも新規事業として要望していきたいというふうに考えております。御理解のほどをお願いしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 神岡議員。

議員（8番 神岡 光人君） ただいまの町長の答弁は、期待どおりといたしますか、大変嬉しく涙が出る思いでございます。（笑声）

私といたしましては、地域の漁民の方々が、安心して、そして安全に仕事ができることを願うところであります。町長には、早期の実現に向けて、関係機関への働きかけ、お力添えをいただきまして、一日も早い工事着工、完成を願いまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 以上で、神岡議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 次に、21番、平川敏郎議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 21番、平川です。改めておはようございます。通告させていただきました2点について、質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、福祉センターにおける児童館の管理、運営についてですが、指導対象となっている児童に対し、夏休み、冬休み、春休みの3期休業中における学童保育の時間の今後の改善策についてであります。

周防大島町福祉センター条例第14条では、児童館の開館時間は午後2時から午後5時までとなっています。留守家庭、その他の状況により、指導を必要とするものには大変子供たちの健全育成において、社会教育、地域教育にとっても必要不可欠、かつ大変感謝しています。

3期休業中は、児童館の開館時間は午前9時から午前12時までとなり、指導を必要とする者にとって、午後をどのようにすればいいのか悩んでいる家庭があるのが現状ですが、今後、そういったことを踏まえて、3期休業中の児童館の開館時間を午前9時から午後4時までに開館できないものかを質問させていただきます。

2点目でございますが、グリーンステイながうらの今後の活性化についてであります。現在、バブル崩壊後、リゾート、テーマパーク等いろんな施設が倒産、閉鎖に陥っているのが現状だと思います。やっと経営面で安定しているのは、東京ディズニーランドだけだと聞いていますが、この施設の活性化に向けて全職員一丸となって努力されていると理解していますが、その施策として、現在、運営経営面においてどのような取り組みをされているのか。

以上、2点についてお尋ねいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、平川議員さんの2点についてお答えをいたしますが、まず1点の福祉センターにおける児童館の管理運営についてでございますが、現在、放課後児童クラブは、町内で9カ所ほど開設をしております。そのうちの保育所等で開設をしておるものが5クラブございます。これにつきましては、長期休業中も午前・午後運営をしておるわけでございますが、ほかに4クラブにつきましては、長期休業中は、午前中のみの運営となっております。

お尋ねのとおり、福祉センターにございます久賀児童館で開設をしております学童保育クラブにつきましては、3期休業中は午前中の保育を実施しております、午後は行っておりません。

学校教育法で、春、夏、冬休みを設けている趣旨を尊重いたしまして、児童に規則正しい生活をさせるために、午前中は家庭で学習をするところを児童館で行っておるわけでございます。午後は各家庭に返すべきところではございますが、お尋ねのとおり、共働きの増加、あるいはまた、核家族化とか、あるいは地域の児童の減少、安全面を考えると、3期休業中の1日保育につきましては、前向きに検討せざるを得ないことだと思っております。

今後、児童厚生員の増員とか、あるいはまた確保等受け入れ態勢の整備、または個人負担も当然でございますし、また応分の利用料につきましても、これらを勘案いたしまして考えていきたいというふうに思っております。

それから、2番目のグリーンステイながうらの今後の活性化についてのお尋ねでございますが、グリーンステイながうらの現在の運営、あるいは経営につきましては、平川議員さん、御存じのとおりであろうかと思っておりますが、長浦スポーツ海浜スクエア及びグリーンステイながうらの業務委託を、これは瀬戸内海リゾート株式会社へお願いをしているところでございます。

その委託内容といたしましては、施設の維持管理と、施設の使用料の徴収業務でございます。

運営面、経営面についてですが、町とグリーンステイながうらと連携をとりながら進めておるところでございます。なかなか現状を打破できないのが実情でございます。苦しい状況でございます。しかしながら、運営面については、新しいスポーツ等を取り入れたり、あるいはまた新たに大会を開催する等々新規開拓を行いまして、徐々にではございますが、集客数は増加の傾向にあるようでございます。

経営面につきましても、合併後消耗品とか、その他の施設との共同購入をするとか、いろいろ経費面の節減を図っているところでございます。また18年度より先般御説明申し上げましたが、指定管理者制度が導入されますので、より住民サービスの向上と経費の縮減が図られるものだと考えておりますので、いましばらく様子を見ていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） この1点目の方ですが、この対象となる児童は小学校1年生か

ら3年生だと思います。この児童館は調査しますと、平成16年3期休業のうち、春休み1日平均9人、冬休み1日平均20人、夏休み1日平均25人登館しておりました。特に、小学校1年生は、4月初旬に入学し、3カ月余りで学校教育、家庭教育をされても社会環境に順応されているでしょうか。それぞれ理解されている子、できていない子供とあるのではないのでしょうか。

先ほど町長が子供の安全面ということをお答えいただきましたが、今の世の中、人間としてモラルを持っていない人間社会に子供たちが巻き添えされた痛ましい事件も数多くあります。留守家庭、その他理由のある家庭にとって、児童館に登館できるということには、安心して子供を託すことができる。また、児童館の学童保育の中で、社会教育をも養うことができると感謝している声を耳にしております。

受け入れ態勢には、児童厚生員の確保、予算面等々いろいろとあることを認識してはおりますが、福祉センター、運営審議会等で協議する取り組みも必要であろうと思っております。しかしながら、長期休業中を午前9時から午後4時までにとすると、学校生活と児童館の活動が、終日となると学校生活の延長となって、長期休業中でなければできない自由研究達成等ができないということも理解してはおります。

先進国アメリカでは、夏休みの前になると、ほとんどの母親は自分の子供をどのサマースクールに入れようかと思案するそうです。サマースクールとは少し違うと理解しておりますが、長期休業中における児童館の登館によって、学校教育では体得できないことが身についたという声、スタッフの方に非常に感謝している声をたくさん耳にしております。そういったことを踏まえて再度お尋ねいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 児童館の件ですが、福祉センター運営審議会、これはもともと隣保館の運営について審議するのは、隣保館運営審議会の名称を変更したものであるということで、平川議員も御承知のことと思います。

現在の周防大島町福祉センター条例では、福祉センターの管理運営とともに、児童館の管理運営事業についても審議を行うこととなっております。運営審議会の開催時に、児童館の活動方針、指導要領、年間行事予定などもあわせて審議をしているところです。

なお、今年度で審議会は、先日開催をいたしました。特に児童館の開館時間については意見はなかったところであります。

久賀児童クラブは、児童館の事業として実施をしているわけです。児童厚生施設である児童館は、訪れた子供が安全かつ自主的に遊ぶことができるようにサポートする2名以上の児童厚生員を配置することが必要となっております。

児童厚生員は、子供たちを指導することのできる基礎知識が必要ということで、教員免許、保

育士の資格など児童福祉法で定められている条件を満たす必要があるということになっております。現在、2名の児童厚生員を配置しておりますが、3期休業中も一日対応をするとすると、児童厚生員の増員とか、そういう問題も出てきようかと思っております。

現在、先ほど9カ所の児童クラブがあると申しましたが、そのうち久賀の児童館のみ町の直営ということで、ほかの8クラブにつきましては町からの補助金で運営をされておまして、その補助金を有効に活用しまして、開所時間、指導者の雇用、また個人負担金などによって工夫しながら運営をされているものが実情であります。

この中で、個人負担金も各クラブともまちまちでありまして、全国的、全国を見ても月額1万円とかいうところもあるようですが、周防大島町では月額1,600円というのが一番高いわけですが、この久賀児童クラブは、年間1,000円ということで大変少額になっておりますので、これらの個人負担金についても検討する余地があるかと思っておりますので、総合的に検討しながら前向きに努力していきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） ありがとうございます。大島っ子は、周防大島町の宝であります。あすを担う子供たちのために、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

では、2点目の再質問に入らせていただきます。

2点目でございますが、この施設には、現在使用されていないゲートボール場の空地がまだまだあると思っております。当時の施設運営計画も時代の流れとともに随分変更せざるを得なかったと理解しているつもりです。この施設には、人と人をつなぐ町の駅が設置されています。これらを踏まえて事業費をあまりかけないで、空地等の再利用に向けてこの施設にオートキャンプ場がいいですか、もしくはキャンプ場を併設したらいかがなものかと思うわけでございます。

と申しますのは、以前から週末、連休になると四季を問わずこの大島のキャンパーの車両が入ってくるのを見受けられます。私もキャンパーの一人でございますが、この大島にはいろんな施設、先人たちが残してくれたすばらしい文化遺産、恵まれた自然もあります。来町した方が、キャンプ場を基点して三世代でこの大島郡の観光を簡単にでき、大島郡の経済波及効果も得られるのではないかと思うわけですが、その辺について再度お伺いいたします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設課長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 空き地施設の有効利用として、オートキャンプ場、あるいはキャンプ場を設置してはどうかという御提案でございます。

現在、グリーンステイながうらを含めまして、町内各施設を対象としてコンサルタント等と協議をいたしまして、運営計画の見直しを根本的にしていきたいと考えております。したがって、その際には、平川議員さんの御提案も含めまして、協議をしていきたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） このグリーンステイながうらは、先ほど申し上げましたが、平成13年、国の補助事業で町の駅を設置しています。周防大島町のタウン情報等、特に訪れてみたい施設、行ってみたいような施設等施設のパソコンで得ることは可能となっております。しかしながら、看板にも規定があったのでしようが、国道沿い入り口に看板が設置されていますが、インパクトに欠けて見過ごし通過されているのが現状でございます。

周防大島町の観光面の充実の観点からも、再度こういったことも見直し、改善する必要があると思いますが、その点についてもう一度お尋ねいたします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 町の駅の看板につきましては、平川議員さん、御指摘のとおり、国道沿いの入り口付近に1カ所しかございません。また、インパクトにも少し欠けているのではないかと考えております。この観光看板につきましては、観光推進のためにも、新しく観光協会が設置されておりますので、この観光協会と一緒に協議をしていきたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 施設のハード面の充実の点を2点ほど申し上げましたが、この施設も当然運営企画、販売促進会議等を行われていると思いますが、こういった運営会議を行う場合、上層部だけでなく草刈り管理をされている方など、パート従事者の方も交えていろんな意見を出し合って、施設のあり方、見直し等を図り、リピーターの増加に向けて、この施設の運営に職員一丸となって今まで以上に取り組んでいただくことを切にお願い申し上げます。質問を終わります。ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 以上で、平川議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 次に、9番、田村三郎議員。田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 9番、田村です。3点質問いたします。

まず1点目は、観光産業についてであります。

現在、NHKの大河ドラマ「義経」をやっておりますが、当周防大島町にも義経ゆかりの井戸、あるいは弁慶が船をつないだという松の跡地、さらに城山に島末城、これの石垣があると聞いております。これらを整備して何とか観光名所にならないものかと考えているんですけど、この辺、どのように町としてはお考えか、質問いたします。

2点目は、ごみ問題についてであります。

合併後もう半年以上経っているのに、いまだごみの収集方法が旧4町ばらばらの状態です。周防大島町として統一していく考えはないのか、質問いたします。

3点目、自主防災組織についてであります。

地域のことは地域でしっかり守っていこうという考えから、自主防災組織の立ち上げに町としても勤務活動を行っているところであります。また、県としてもかなり力を入れているところでありますが、万一、この自主防災組織のメンバーが救助活動中にけが等をした場合、町としてはこれらにこのけがについてどのように対処するのか、この3点について質問いたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、田村議員さんの3問の質問に対しまして、まず観光産業について御答弁を申し上げます。

周防大島町に点在しております義経公に関する史跡等につきましては、現在、文化財保護審議会委員さんをはじめといたしまして、さまざまな関係者の方々が発掘に御尽力をされておられるわけございまして、周知のとおりであろうというふうに思っておりますが、関係各位、大変心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

そのような史跡の中で、「義経ゆかりの井戸」とか、あるいはまた「島末城の石垣」などは、先般の新聞報道によりまして、一時脚光を浴びた経緯があるわけございまして、既に地区の名所となっております「弁慶の船繋松」とあわせまして、今後、文化学的観点から検討を要する史跡ではないかというふうに考えております。

現在、県におきましても、大河ドラマの放映と歩調をあわせまして、「源平瀬戸内海絵巻」と題しまして小冊子が刊行されております。特に、観光面からの積極的なPRにも努められておるようでございます。

町といたしましても、関連性のあるような史跡につきましては、今後、観光面での可能性を見極めつつ、鋭意検討していきたいというふうに思っております。

それから、ごみの問題でございますが、合併後半年以上が経過をしておりますが、収集方法は、旧4町とも従来どおりの方法で収集をしております。合併後急に収集の方法を変えましても、住民が手間取ったり、あるいはまた周知が徹底できないということもありまして、そのために今までどおりになっているわけでございます。17年度において、一般廃棄物処理基本計画を策定する予定になっておりますので、その中におきまして、旧4町の収集方法等統一するように検討したいというふうに思っております。

それから、3番目でございますが、自主防災組織についてでございます。

メンバーが救助活動中にけがをした場合の町の対応についてのお尋ねでございますが、隣家の火災などが発生し、住民の方々が消防署、消防団が到着するまでに消火活動や救助活動中にけがをされた場合には、山口県市町村消防団員等公務災害補償制度があるわけでございます。したがって、これによりまして対応したいというふうに考えておるわけでございます。

次に、自主防災組織の育成強化につきましては、平素から、各地域での組織におきまして積極的に取り組んでいただいておりますが、本年5月には、御存じの船越地域と日前浜地域にそれぞれ自主防災組織が結成をされたわけでございます。

こうした中におきまして、近年、発生が予定されております東南海・南海地震や台風等の災害発生直後におきましては、防災関係機関の活動が十分に対応できない場合も想定されておりますことから、被害を最小限に抑えるためには、自分たちの地域は自分たちで守るという基本原則というのがありますので、こうした意識を持って救助活動や初期消火活動を行う自主防災組織の育成が極めて重要となっております。

防災体制の充実強化を図るためにも、自主防災組織の育成につきましては、これまで以上に取り組んでまいりたいというふうに思っております。御支援のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 1点目の観光産業についてであります。町長も新聞等を読んで把握して、かなり新聞には大きく8段抜きで、中国新聞、山口新聞、毎日新聞、これが載っています。これはもう把握しているからよろしいんでありますが、現在、城山を先ほど町長がお話しました文化財委員の方達が発掘していると。ちょっと話を聞いたところ手弁当でやっている。まるっきりの手弁当で、年老いた 失礼ですけど若い人はちょっと手伝ってくれないというようなこと。

そして、大きな看板を出して、何とか観光名所にしたいというようなことも話していますので、それらについて御検討を願ひたいと思います。

2点目のごみ収集問題についてであります。旧4町から資料を取り寄せて、旧4町の女性、集まってもらって検討してもらったら、旧大島 大島町ですね、これが非常にわかりやすく見やすいと。私も今まで無頓着でありましたが、この大島町の 旧大島町の資料を見て、ああこれなら男でもわかるなと非常にいいんですけど、一点だけですね、空き缶が月に一度と、これを何とか二度にしてもらえないかというような話も出てまして、その点よろしくお願ひします。

それと、ごみ問題についての関連質問なんですけど、ある指定された以外の日に、ある事業所等が町に対して、おいすぐごみを取りに来いというようなことがあるように聞いています。旧町ですすぐ取りに来たぞというようなことでね、そのような実態があるのかどうか、質問します。

3点目の自主防災組織、これについては、先ほど町長の回答で公務災害制度が適用されたというようなことで安心したんですけどね、ただ、町としても、何らかの保険、これらを考えていないのか、その点について再質問をいたします。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） ただいまのごみ問題についての再質問でございますが、まず1点、空き缶についての回数のございました。このことにつきましては、先ほど町長の方から答弁がございましたように、旧4町の収集方法等すべて踏襲した形で現在行っております。したがって、空き缶に限らず、その他の可燃とかいろいろ不燃物とかございますが、すべて旧4町と申しますか、すべて回数、あとは予備ですか、といったものがすべて異なっております。そういったことを含めまして、すべての面を、したがって、今年度策定予定の処理計画、一般廃棄物等の処理の計画を立てますが、その中において検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、2点目のいわゆる収集計画以外の収集云々ということでございますが、このことにつきましても、旧4町時代の収集方法と申しますか、等すべてを現在引き継いだ形で収集を行っているのが現状でございます。とは申すものの、今、田村議員さん、御指摘の件に関しましては、当然行政サービスというものは、すべての町民にとって公平であるというのが第一要件であろうかと考えております。そういったことで、より早い時期に、そういったことにつきましても解消いたすべく前向きに検討いたしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。

先ほど町長の方から説明いたしました、救助中の活動につきましては、山口県市町村消防団員等公務災害補償制度によって対応するというところでありますけれども、一応そういう自主防災組織において、訓練中等において事故等が発生した場合におきましては、本町で加入しております全国町村会賠償保障制度によって対応させていただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 観光産業についての御質問でございますが、この史跡等につきましては、教育委員会との関連がございますので、教育委員会と十分協議をいたしまして、また検討していきたいと思っております。

また、観光看板につきましても、先ほど議員さんとの関連がございますが、観光協会とも協議をいたしまして、観光面に生かしていきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 検討してくれるということでありがたいんですけど、検討するじゃなくて実行していくというふうな今後回答が欲しいんですけど、その辺よろしく願います。

（笑声）

それと、自主防災組織の訓練中については全国云々でありましたけど、訓練中じゃなくて、実

際にあったとき、その辺を聞きたいんですよ。よろしく御答弁をお願いします。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。

救助中の災害ということですが、先ほど申しましたようなことで、現時点ではそれに対応するということになりますが、今後につきましては、再度検討してまいりたいと思います。

いろいろ防災ボランティア活動保険とかいうのがございます。そういう中で、これも掛金が結構かかりますので、対象を含めた場合にはいろいろありますので、やっぱりこの自主防災制度そのものが、だれにも強制されることなく自主的に、このたび船越地区も結成されましたけれども、これも自分たちの町は自分とこの地域は自分たちで守っていこうという精神に基づいてつくられたものでありますので、そういう観点から、やっぱりすべて町でというんじゃなくして、やっぱりその辺も自分たちの自主防災組織の中で、また検討方よろしくお願ひいたします。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 検討はもう結構だと言ったですけどね。（笑声）実行するというふうな回答が欲しかったです。今後ともよろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、田村議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 次に、15番、黒田壇豊議員。黒田議員。

議員（15番 黒田 壇豊君） 私は、2点について、質問をさせていただきます。

まず第1点は、周防大島町民の意識調査ということについてでございます。

昨年の10月1日、新町が誕生いたしました。その間にも合併協の皆様方の日夜にわたる鋭意御努力に対しては、頭が下がる思いでございます。

去る6月11日には、新町誕生の記念式典が挙行され、その席において、旧町長さん並びに旧議長さんたちの大臣表彰の栄に浴されたことは、まことに御同慶の至りでございます。

さて、新町設計の将来像として掲げております「げんき・にこにこ・安心」で21世紀に羽ばたく先進の島、これを建設するキャッチフレーズのもとに、町民は合併して本当によかったと実感が持てる島になるためには、まず主体者である町民の意識がそのように感じるということが重要なことであると思ひます。

ただ、この耳に心地よい言葉として通過するということだけでなく、また、行政の人たちの自己満足によることに終わることなく、ただそういったことであれば「絵に描いたもち」に等しいと思ひますが、合併して早8カ月を経過した今日、町民の意識を具体的に探ることは、以後の町政にとっては重要なファクターとなるのではないかと思ひております。

現在までに、行政の方で、この町民の情報をどのようにつかんでおられるか、現状をお尋ねすると同時に、今後アンケート等による情報キャッチの計画が予定されているかどうかをお尋ねいたします。

続いて、第2点目でありますけれども、防災マニュアルとハザードマップの作成の件でございますが、御存じのように、大島郡は自然災害を受ける恵まれた立地条件に位置しております。その上、高齢化の進んでいる島でもありますし、これから町の掲げるキャッチフレーズである「げんき・にこにこ・安心」の島ということで、町民が安心して生活できるためには、各種の防災に対する準備と訓練、さらにまた、住民の意識を高めることが重要であると思います。そのためにも、新町で統一した防災マニュアルが必要ではないでしょうか。まだ充実した避難場所すら定かでないということをお尋ねをいたしておりますけれども、高齢化とともに独居老人の増加している今日、防災マニュアルやハザードマップ等の作成が急がれる現状と思いますが、新町の現状と今後の計画について、お尋ねをいたし、以上、2点を御回答を願いたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、黒田議員さんの御質問にお答えをいたしますが、まず最初に、町民の意識調査につきまして2点の御質問がございます。

まず1点目の現在まで行政のつかんでいる情報ということでございますが、どのようにつかんでおるかということでございますが、合併後に、統一的なアンケート等は残念ながら実施しておりません。

現在つかんでおります情報といたしましては、平成15年度に実施をいたしました町民の意識調査の結果がございます。そして、合併後、新町に寄せられる意見や要望、それから先般行いました行政連絡員協議会での意見、要望、あるいはまた巡回町長室も先般行いましたが、これらに対する意見、要望等でございます。

なお、合併後、支所等に寄せられました苦情や要望につきましても、また本年3月末に庁舎内全課に対しまして調査を行いました。合併によりまして変更となった組織や制度が原因と思われるような苦情や要望について、問題点を抽出し、その解決策の検討を行い、行政運営に反映をさせているところでございます。

次に、2点目の今後のアンケート等による情報キャッチの計画が予定されておるのかどうかということでございますが、先ほど申し上げましたが、平成15年度に実施をいたしましたアンケート調査で町民の意向は十分把握できたものだというふうに判断をしておりますので、現在のところ町民全体を対象といたしましたアンケート調査は予定をしておりません。町民の意見、要望につきましては、本町のホームページや、それから総合支所等の提言箱も用意しております。

これらの活用、あるいはまた町政の提言や住民が直接また支所等へお越しをいただきまして要望する等々、あるいはまた電話やファクス等もございますので、それらを利用されまして、御提言をいただければ、御意見を尊重いたしまして町政に反映をしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目でございますが、防災マニュアルとハザードマップの作成についてでございますが、洪水や高潮ハザードマップにつきましては、水防法の改正によりまして、ハザードマップの作成が義務づけられる河川及び海岸について、5カ年計画で県の河川課、港湾課等で調査を行うことになっております。

その結果を踏まえまして、町でハザードマップを完成させまして、地域住民に配布をし、防災時の地域住民の行動や避難場所の防災情報の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、高齢化と独居老人も増加傾向にあります本町で、さまざまな不測の緊急事態の発生に際しまして、関係の諸機関と迅速に連絡を取り合いながら、町として速やかな初動体制を確立いたしまして、被害の拡大防止や早期終息を図ることを目的といたしました防災マニュアルの作成につきましては、「周防大島町地域防災計画」の策定後、速やかに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、地震、津波、台風、集中豪雨が、あるいはまたがけ崩れなどの自然災害につきましては、いつどこで発生するかわかりませんので、いざというときに慌てることのないように、今後、広報誌「すおう大島」に防災情報等を随時掲載をいたしまして、意識の高揚と啓蒙に努めていきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 黒田議員。

議員（15番 黒田 壇豊君） 大変明快な御回答をいただきまして、今後も十分防災につきましても、また町民の意識調査につきましてもお考えのようでございますので、さらに行政の積極的なアプローチを切望して、私の質問を終わります。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 以上で、黒田議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 次に、6番、浜戸信充議員。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 最近の新聞紙上での大変関心事であります、特に県下またこの周防大島町の周辺における関心事は、上関の原発問題と米軍岩国基地の問題ではないかと思っておりますので、本日は、岩国基地についての質問をさせていただきます。

第1点目は、この大島上空が戦闘機の飛行ルートになっておりますが、その爆音が非常にうるさいといいますが、騒音が激しいということで、これを何とかならないか、また町長としてどう思うか、これをうるさいと思うかどうかということをお質問させていただきます。

それから2点目としては、この規制ができないかどうかという、特に飛行時間の制限ができないかということをお質問します。

3番目には、これ今、岩国基地の移転問題、厚木基地の艦載機の移転問題、また夜間発着訓練の移転問題が取り上げられておりますが、これについては、岩国市長はじめ、議会、それから山口県知事、それから由宇町議会、また本日の新聞によりますと、広島県の周辺の5自治体も国に反対要請をしたという新聞等が、記事が出ておりました。ぜひとも本町においても反対の表明をすべきではないかと思っておりますので、御質問をさせていただきます。

それから、大きく2つ目の消防団員の報酬等の支払いについて、旧4町から、新町になりましたが、支払い方法が変わりましたが、この非常に複雑になっております。これを元に戻すか、いずれかの方法で見直せないかということをお質問をさせていただきます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 浜戸議員さんの御質問にお答えをいたしますが、大島上空を飛行中の戦闘機の爆音、大変やかましいということでございます。

米海兵隊の岩国航空基地は、国防という大変高度な政治目的によりまして存在しております。

そのために、島民の安全や平穏、地域の振興等が阻害されることがあってはならないという基本方針に基づきまして、基地の沖合移設の推進とか、基地障害の軽減対策、基地周辺整備事業等を積極的に促進をし、航空機騒音の緩和に取り組んでおります。

当基地では、各種の航空作戦、特に艦隊に属する海兵隊の水陸両用作戦の支援を行う際に発生をする航空機騒音が、基地周辺の皆さんに耐え難い苦痛を与えておるのは事実だと思います。

そこで、飛行規制等につきましては、岩国日米協議会確認事項というのがあるわけでございまして、それに基づきまして御説明いたしますと、第1番目が、安全上許す限り工場及び市街地の上空は飛行しない。それから2番目に、北側工場側であります。北側へ向かっての2機以上の編隊離陸は行わない。それから3番目に、気象条件等が許す限り南側で離発着を行う。それから4番目に、市街地上空の飛行は、高度4,000フィートにする。それから5番目に、盆の13日から16日までは飛ばないようにする。それから6番目に、午前6時30分から午後11時30分以外の滑走路の使用については岩国市に事前に通報をする。それから8番目に、正月三が日は、訓練は実施をしない。それから9番目に、午後10時以降のタッチ・アンド・ゴー

は行わない。以上のような双方の確認を行っておるわけでございます。

島民の平和と安全、平穏な生活を守る立場から、他の自治体とも連携をとりながら、航空機騒音の緩和を目的とした防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づきまして、航空機騒音の緩和を図るための防音対策について、今後とも県及び岩国市を通じまして、国に要望してまいりたいというふうに思っております。

次に、米海軍厚木基地空母ですか、艦載機部隊の拠点機能や夜間離着陸訓練、いわゆるNLPの移転問題につきましてのお尋ねでございますが、お説のとおりでございますが、当基地があります地元岩国市の対応では、厚木の空母艦載機の移転は市民に多大な影響を及ぼすことや、現在の基地の性格を大きく変えるため、従来どおり反対であります。受け入れられない方針が示されておりますので、後ほどまた議会の方にも御提案があるようでございます。本町といたしましても、移転が島民に与える影響がはかり知れないものがありますので、反対の立場で臨みたいというふうに思っております。

それから、消防団の報酬等につきましては、総務課長の方から答弁をいただきます。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） それでは、お尋ねの消防団員の報酬等の支払い方法の見直しについての御質問であります。昨年の10月に大島郡4町が合併し、消防団組織も旧各町にありました消防団を支部団として従来どおりの機能維持と組織化を図り今日に至っているところであります。

報酬等の支払いについては、旧各町ではまちまちに処理されてありましたが、合併後の報酬等の振込回数や支払い方法等につきましては、4支部団の分団長集会及び消防団幹部集会で協議を行いました結果、消防団の報酬は年2回、出動手当は年4回を集計し、各分団の団への支払い分を分団名義の預金口座へ振込、分団長へ金種別の計算書を添えて送付し、分団長から団員へ支払う方法で会計処理をしておりますが、今後、消防団員の報酬等の支払い方法につきましては、再度消防団幹部集会等で検討したいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） では再質問しますが、岩国基地問題について、3番目については、いい回答といえますか、答弁をいただきましたので、あとは議会も決議をいたし、たぶん決議ということになると思いますので、協同して反対立場ということになればというふうに思います。

1番目もう一度伺いますが、これ町長さん、いかがですかね、うるさいというふうに感じませんか。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） お答えいたしますが、あなたと同様にうるさいと思います。（笑声）

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） わかりました。まあそういうふうに感ずるのであれば、やはり出るところに出たときには、一言言っていたきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから、消防団員の報酬等に、またこれ先ほども検討という答弁じゃなしに、どうするのかわかりという議員さんからの質問もありましたけれども、これは私は6月の 3月の委員会 のときにもこれは私、質問しています。そのときに検討するという部長さんの答えだと思いましたが、それから3カ月経って、またここで、僕はこれはあえてこれ一般質問になじまないと思っただけで、担当のところへ行こうかなと思ったんですが、これは皆さんにも知ってほしいんで、あえて一般質問をさせてもらうわけですが、これ非常に旧久賀にとっては、分団長にとっては、非常にこれは苦痛の作業がふえたわけですね。

吉田課長、御存じのとおり、久賀の分団は団員が非常に多い、30何人もおるようなことも分団あるわけですね。それ30何人分に分けなきゃいけない。銀行に。それを一人一人分けて、それも例えば100円が幾ら幾らと計算して、そのようにして口座からおろさなきゃならない。それは、果たしてその分団長にとって仕事がふえたわけじゃないですか。それで今までは、各団員にそれぞれ分けて仕分けをして渡しておった。そういうやり方が本当に、それは周防大島町になっていいことかどうか。それは団員はいいですよ。だれからもらっても分けてもらえるわけです。それは分団長は大変ですね。これ。だから検討じゃなしにこれは見直すべきですよ。もう一度答弁をお願いします。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。

報酬の支払い方法の見直しということでございますが、これにつきましては、旧町先ほど申し上げましたように、まちまちであります。その報酬がそのままそっくり本人へというところもあるようでありまして、あるいは分団である程度管理して、いろんな分団活動に有効活用して、あと精算とかいろいろな問題がありますので、それと実際問題といたしましては、消防団員が904名おられるわけでありましてけれども、その方々に、先ほど申しましたように、報酬については年2回、あるいは執務報酬については3カ月に1回というようなことで、事務処理、あるいはいろんな経費の面から考えましても、直接団員の個人への預金口座へ振り込むというのは難しいのではないかとこのことについては考えておるわけなんですけれども、このことにつきましては、消防団のことでもありますので、消防団の幹部集会等において、見直しについて話し合っていたきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） それは違うでしょう。これに決まったのもですよ、事務局の方が一方的に周防大島町になったらこうしますと、分団長に口座をつくってそこから支払うようにすると、一方的に決めたわけじゃないですか。今度も一方的にやり直しゃええじゃないですか。それで喜ぶわけじゃから、分団長が。なくなれば。だれも反対しゃしませんよ。そうでしょう。

それはね、仕事ふやしちやいけんよ、それは。その分、あなたら楽しちよるわけじゃから。今までは旧町において職員が分けよったわけでしょう。それを分けんわけじゃないですか。それはね、そうやって職員が少のうなったから、それだけ仕分けするのが職員がおらんていや別かもわからん、急に職員少のうなっちよるわけじゃないじゃないですか。

今までは今まで、それはよそは知りませんよ。久賀においてはそういうやり方しよった。それはいい方向に変えていくんならええ。だけどそうやって困る人間が出るんじやったらそれは見直すべきじゃないですか。もう一回お願いします。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。

昨年の10月に合併して、約8カ月ないし、9カ月を経過しようとしておりますけれども、そういう中で、そういう方法で支払いをさせていただいておりますけれども、そういう幹部の皆さんから、ぜひこれを見直して改善をしてほしいというような御意見もございましたので今日に至っておりますけれども、その面につきましては、浜戸議員さんも団員の一人でございますので、また、その幹部集会等でそういう意見を出していただきまして、今度はこちらの方からこういうような御意見もありましたので、いま一度、どういう方法が一番よろしいのかということで進めさせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 私はね、元に戻せて言っちよるわけじゃない。各自やっぱり実情があるわけです。今その辺でも声がありましたように、個人個人にまたしてもろうちゃ困るといふ。そういうところは口座に入れりゃええじゃないですか。今まで口座に入れてやりよった。口座でプールして、そこでその分団で使いよったところはそのようにすりゃええわけじゃけ。だけど久賀においては、分団長の仕事がふえたわけじゃないですか。そしたらその分手数料出しよるんですか、分団長に。封筒に分けて僕らもらいますけども、封筒代出しよる。銀行に行くのに仕事を休んで行かんにゃいけんよ、その間。3時までに行かんにゃいけんで、日曜だめなんよ、金おろしに行かんにゃ。その分保障するんかね。そういう仕事をふやしちよるわけやないですか。大変よ、それは。だから、そういうところを見直してくれて言いよる。ええところはそのまま見直さんでええ。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 4町が合併して一つの統一という考え方で進めておりますけれども、今、質問がありましたようなことにつきましても、分団長会議等で再度協議をしたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） それは協議じゃなしに、見直すと言えば、皆、喜ぶ話じゃないですか。そのね。そうでしょう。あなたは旧久賀町の出身で久賀の実情一番わかっておる人じゃないですか。何でもこういう久賀の分団長が困るようなことをするわけ。これはよそとは違うんじゃない。よそはよそでええとこはそのようにやっちゃげりゃええ。だけど久賀は困りよるわけじゃ、分団長が。大変よ、それは分けるのに。だったら無理に全部そういうふうに口座にひかんにやいけんちゅうことはないでしょう。ほかのやり方があってええわけじゃない。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 合併いたしまして、消防団の組織体制、または今、御質問の報酬、またはいろいろなものの支払い方法につきましても、旧4町ではまちまちであったということから、ぜひとも統一的な方法をとりたいということで幹部集会等で協議の結果、今のような状況になっておるわけでございますが、今、言われるように、旧久賀地区の、旧久賀町の地区の集団におかれましては、支部団長に一括して振り込むのは、非常に旧来の旧町の取り扱いよりは不便になっておるといふ御指摘がありました。

また、これがすべてそれじゃほかの3町にも同じような状況で不便を与えておるのかということになりますと、今までどおりでいいよということもあるわけでございます。そういうことでございますので、また、消防団の幹部集会、または各地区の集団の集会等で、仮に各旧町ごとに支払い方法がばらばらになってもいいのかどうかということも含めまして、幹部とも協議をしてみたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 統一といいますけど、この分団というのは、旧久賀町のように、例えば第一分団ていうのは3%ありまして、30何人おるわけですよ。よそは、10人ぐらい。そういう言い方は悪いですけども、10人ぐらいで1分団組まれておるところもあるわけです。それだけでもかなり違うわけですよ。そういう実態はおわかりになるわけでしょう。ですから、検討されるのであれば、早目に検討されて、いついつまで検討して答えを出すのか、そこだけお聞きしたら、僕の答弁を終わります。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 当然その幹部集会でまずかけまして、その次の支部団長の集会とかもいろいろかけてみたいと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、各支部団において、その報酬等の支払い方法がまちまちでいいのかということもありますので、いつまでにそれを直すのかということについては、ここで明確に申し上げにくいと思いますが、次の幹部集会には、まずこの問題を当然議題として上げたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。

議員（6番 浜戸 信充君） はい。

議長（新山 玄雄君） 以上で、浜戸議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 暫時休憩をいたします。10分間休憩でございます。11時8分まで。

午前10時58分休憩

.....
午前11時08分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

次に、10番、伊藤秀行議員。伊藤議員。

議員（10番 伊藤 秀行君） それでは、大島大橋の危機管理について、お尋ねをいたします。

近年、世界各地、または国内各地で地震等災害が多発しております。御承知のとおりだと思います。私もそうですが、多くの住民が大変大島大橋のことを心配しております。大島大橋は開通後約30年 来年30周年を迎えるわけですが、30年を迎えようとしておりますが、私たちは現在、車社会の生活が当たり前になっておりまして、通勤通学、物品の搬入、配達等で橋の通行が日常生活の中で欠くことのできない毎日を送っております。

もし、大島大橋が通行できなくなれば、たちまち大島郡全体がパニックになるのは目に見えております。大変なことになります。大島郡は残念なことに、県下で唯一の東南海地震の指定を受けた地域であります。もし大島大橋が地震等災害で、破損ていいますか、通行が閉ざされた場合のことを考えると不安でなりません。普通、災害で道路が陥没とかそういう場合は、ある程度の短期間的なもので回復が 改修が可能であります。もし大島大橋が破損ていいますか、そうなった場合には、もう大変なことになります。もう短時間では修理回復が不可能なことは目に見えておりますけれども、そういうときのことを考えると、人を乗せた船が寄港できる港はあちこちにもあると思っておりますけれども、もう今車社会ということで、先ほど申し上げたようにもう車が必要条件になっております。その中で車を乗せることができる大きな船、俗に言うカーフェリーですが、それがつく棧橋等が必要ではないかと思っておりますけれども。

それで、もし本当に大島大橋が、まあこういうことがあっては困るんですが、もし大島大橋が通行不可能な、閉ざされたということになった場合、町としてどういう対策を考えているか、お

尋ねたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、伊藤議員さんの大島大橋の危機管理につきまして、お答えをいたします。

大島郡民の長年の願望でありました大島大橋は、御承知のように、昭和51年に開通をしたわけでございます。この7月には開通後29年を迎えようとしておるわけございまして、その間、災害等における損傷で長期にわたる通行止めが発生したことは、幸いのことにも一度もないわけでございます。しかしながら、今後ともないという保障はありません。

伊藤議員の御指摘のように、大島郡のライフラインは、大島大橋であります。大島の土木事務所を確認をいたしましたところ、大島大橋は、当時の建設基準であります日本市場最大の関東大震災がマグニチュードが7.9であったということからいたしまして、それに耐え得る設計で施工されておるといふふうになっております。

また、現在、大島大橋の耐震診断を実施をいたしまして、直下型の地震でありました阪神・淡路大震災にも耐え得ることができるような橋脚等の補強工事に取り組んでいるところでございます。今後、万が一の場合を想定をいたしまして、早急にライフラインの復旧ができるよう、関係機関と協議を重ねてまいりたいというふうになっております。

また、大島大橋が使用不能になった場合を想定いたしまして、周防大島町防災会議がございしますが、等におきまして、関係機関と十分協議検討いたしまして、食料、あるいはまた飲料水、生活必需品等の供給計画及び車両、通勤者や通学生等の搬送体制につきまして、新地域防災計画に網羅をいたしまして対処していきたいというふうになっております。

なお、本年11月6日に、御存じと思いますが、「守ろう・動こう・助け合おう」のサブタイトルによりまして、周防大島町の全域にわたりまして実施をされます「山口県総合防災訓練・イン・周防大島」におきまして、地震発生後、大島大橋が通行止めになった想定で総合訓練が実施をされる運びになっております。約90分間、大島大橋が全面通行不能になりまして、直ちに大島大橋の地震の影響調査や点検を行うことにしております。

また、柳井港から大型船舶をチャーターいたしまして、久賀の弁天埠頭へ船舶を着港いたしまして、生活の必需品等の避難場所への搬送等の訓練もあわせて実施をする予定にしております。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 伊藤議員。

議員（10番 伊藤 秀行君） いつも町長の答弁の中で、もしもあっては困るんだが、もし最悪の場合があったときには一時的にライフライン等のことを検討したいということでしたが、これは一時的なことならいいわけですよ。

今後、先ほど町長が答弁された11月1日に、総合防災訓練で橋が90分間、通行できなくなったときのことを想定して、食料の搬入とかそういうことを想定されましたけれども、そういう90分、一日二日というところではほとんど問題はないと思うんですよ。ただ、これが長期にわたって、長期に半年1年、そういうときのこと考えた対策が必要でないかなと。

というのは、昔30年前にさかのぼりまして、その時代にまた返るわけですよ。人間は、一たんそういう生活をするので、昔の生活にはなかなか戻れない大変なことだと思います。もしものときの一時的な災害に対するお考えは今お聞きしたのですが、本当にこれが長期になったときのことを考えたものを考えなければならないんじゃないか。

先ほど申し上げたように、東南海地震の県下で唯一の指定地域になっております。ここ何十年間の間に起こるであろうと、起こる可能性が非常に高いというふうにこの大島地区は対象になっております。橋は先ほどの関東大震災のマグニチュード7.9にも耐え得るというようなことでありますが、その周りの地盤がもしやられた場合には、もう橋はどうすることも出来ないわけですね。

そのときのことを考えて私があと申し上げたカーフェリーが着くようなことを考えとかないと、もし急になって、それから栈橋とかそういうものを、浮き栈橋を設けるとかいうことは、非常に日数がかかるわけですね。月日が相当日にちを要するわけでございます。そういうときのために、そういうことがあったというもしあった場合のことを考えた対策をしとかないと、やっぱり大島に住んでいる人たちは安心ができないんじゃないか。

これは、町の橋ではないわけですから、山口県の橋でありますので、その辺を、それとまた東南海地震の指定地域になっておりますので、その辺もあわせて県当局なり、国に私はできるだけ早い時期に要望なり対策を検討していただくように、これは黙っておれば県が積極的にやってくれるということはないでしょうから、やはり町の方からそういうのを要望を出して、もしものときはどうしてくれるかということぐらいのことをやはり出してお願いをすると。もうそうすることによって大島郡民が安心して生活できると。

御存じのように、テレビ、新聞等を見ますと、悲惨な事故が災害が起きております。それをテレビで見るたび、テレビ、新聞で見るたびに、本当私も本当、もし大島大橋が通れなかったらどうなるんだろうかということを常に心配をしております。もう当たり前の橋になっておりますので、もう本当に非常に便利さ、便利が非常にいいわけですが、それが当たり前の日常生活の橋になっておりますので、もう少し町としたら、本当の緊急の場合のことを考えたら、長期対策を考えなければいけないんじゃないか、その辺の答弁よろしくお願いします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） お答えをいたしますが、伊藤議員さんの耳にも入っておりますが、

第2大島大橋をつくったらどうだろうかというような意見もあるわけでございます。しかしながら、今の現在の橋が落ちるほどなら、第2大橋をかけてもやはり落ちるだろうということまで考えますと、やはり今仰せのと通りのフェリー等の着岸施設というものが非常に大事だろうというふうに私は思っております。

したがいまして、今、伊保田にもございます、久賀の弁天埠頭もございます。棕野にも整備をされた港湾がございますので、これらも含めましてフェリーの着岸ができるような施設というものがぜひ大事であろうというふうに私は思うわけでございまして、今後そうしたことにつきまして、防災面からも考えまして要望していきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 伊藤議員。

議員（10番 伊藤 秀行君） 町長からそういう答弁をいただきましたので、本当これはそのうち検討する検討するではなくてできるだけ早く要望して、その住民の安心できる橋にさせていただきたいと思います。町にさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で伊藤議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 次に、25番、久保雅己議員。

議員（25番 久保 雅己君） 公営企業局に関連する質問をさせていただきます。

大島病院の新築移転問題及び公営企業局所管の各事業の今後の運営方針について質問いたします。

高齢化の進む本町では、医療施設の充実は不可欠な要因と思われれます。昭和42年に建設された大島病院は、築後38年を経過し、老朽化も進み狭隘であり、利用者も大変不便な思いをされておられます。大島病院の新築移転問題の進捗状況を御説明いただきたいと思います。

また、新築移転に係る莫大な経費の財源はどのようにお考えになっているのか御説明をお願いいたします。

次に、現在公営企業局では3病院、2老健施設、3病院附属健康管理センター、4居宅介護支援事業所、訪問介護ステーション、大島看護専門学校と多岐にわたり運営管理をされておられますが、少子高齢化が進み、人口が減少する現状で長期ビジョン及び経営の見通しはどのようにお考えになっておられるのか御答弁をお願いいたします。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 久保議員さんの御質問にお答えいたしますが、大島病院の新築移転問題でございますが、一刻も早く良質な医療を提供するためには大島病院の新築移転は避けて通れな

い状況でございますが、現在地での建てかえは狭い、場所が大変こう狭いということからいたしまして不可能でございます。旧久賀町からも近く、また環境がよくて、小松の中心地で患者様が利用しやすい等々の理由からいたしまして、現在地に近くまとまった広い土地を探しておたわけでございますが、小松の久保田信子さんの土地、もと養業場であったようでございますが、1万34.98平米、いわゆる3,000坪の土地がありますが、これを現在交渉中でございます。久保田さんの方におかれましては貸してもいいということではありますが、現在借り料の話ができておりませんが、今折衝中でございます。借り料が折り合えば貸してくれるものと考えておるわけでございます。

大島病院新築移転は、医療法上の問題、あるいはまた地震の問題、ガス給湯給水、油等の配管の腐食が非常に甚だしくなっておりまして、危険でありまして、健全経営は度外視しても新築移転は不可欠であると思っております。そうはいつでも健全経営をおざなりにしてはいけないので、郡外の医療機関に行っておられる旧大島町、旧久賀町の患者さんが受診をしていただけるような診療科、診療内容の充実、職員の患者さんに対するサービスの充実や意識の高揚を図りまして診療報酬の増収を考えていかなければならないと思っております。気を引き締めまして各問題に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、この大島病院の新築移転につきましての財源につきましてどのようにするかという御質問でございますが、これにつきましては合併特例債を含めまして有利な起債を探し、あるいはまた、自己資金を投入いたしまして建設したいというふうに思っています。

医師の充足率につきましては、5月1日付で医師1名を採用をいたしております。あと2名の採用についても病院完成までは採用ができるものと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、土地につきましては、交渉がまとまり次第、議会にお諮りをいたしまして、御検討をいただきまして、決定をしていただきたいというふうに考えております。

それから、公営企業局の各事業につきましての御質問でございましたが、平成18年4月の医療費の点数改正等の動向によりますが、医療費の医療療養病床への移行が重要な課題と考えております。東和病院、大島病院における療養病床の確保は必要であると考えております。

大島病院の診療科を充実いたしまして、新築は急務と考えます。郡外医療機関への受診者の大島病院受診による収益増で引き続きまして医療提供ができればと考えておるわけでございます。

橘病院は7月から医師1名を確保することができました。したがって、医療の充実を図ってまいりたいと考えております。その上、診療報酬の増収に努めて健全な経営にしていきたいというふうに考えております。

介護老人保健施設は18年のさざなみ苑の30床増床によりまして、単年度における1,500万

円程度の赤字の解消と、同様にまた30床増床によりますやすらぎ苑の赤字の解消ができるものと考えております。

3病院の附属健康管理センターにつきましては、地域住民の健康を守るという使命でありますので、住民へのサービス施設でありますので、赤字になるのは当然であります。それぞれの病院からの補てんでいかなければいけないと考えております。

4居宅介護支援事業につきましては、2事業所は黒字で推移をしておりますが、後の2事業所も地域リハビリテーションの連携等を図り、黒字に持っていくように努力をしていきたいと考えております。

それから、訪問看護ステーションたちばなは作業療法士を採用いたしまして、サービスの充実を図って黒字になるように努力をしていきたいと考えております。

それから、大島看護専門学校は、17年度が大型バスの減価償却が終了するようになります。また、学生数の増加等で2,000万円の黒字を予定しておりますが、景気がよくなれば看護師になる者が少なくなるわけでございますので、保健士学科の充実は必要と考えております。

全国自治体病院の経営状況が年々報告されるわけでございますが、それによりますと平成15年度の全国自治体病院統計によりますと、赤字病院が61.1%になっております。入院患者、あるいはまた外来患者ともに減っておるわけでございますが、自治体病院の取り巻く環境はますます厳しくなっておるのが現状でございます。当公営企業局も厳しい状況にありますけれども、自治体病院の使命でありますので、当公営企業局職員一丸となって健全経営に力を注いでいきたいというふうに思っております。幸いにいたしまして、17年度予算におきましては黒字経営になる見通しであります。

念のため山口県下の自治体病院がちょうど13病院ありますが、そのうちの4つの病院が黒字であります。そのうちの3病院が、当公営企業局の3病院が含まれておるわけでございます。大変職員一同頑張ったおかげであろうというふうに思っておりますが、今後におきましても努力を積み重ねていきたいというふうに思っております。

最後になりますが、公営企業局に対しましての議員の皆さん方に絶大なる御支援と御協力をお願いをいたしまして、質問の御答弁とさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 久保議員。

議員（25番 久保 雅己君） ありがとうございます。

まず、大島病院の移転についてですが、大体の目安の時期がお考えでしたらその辺をお聞かせ願いたいと思います。

それと、公営の病院と民間の施設、橘、久賀、大島にも若い先生方が帰られているような努力をされております。今後、周防大島町における官民の分担といたしますか、それと同時に、ともに生

きていかなくはなりませんし、存在していかなければならないわけですから、共生ということについてですけども、その辺のことがお伺いしたい。

それと同時に、今県下でも優秀な運営を行われておられるわけですけども、将来的に先ほど申し上げたように人口が減少してくる、その中において病院を統合して合理化を図っていくというようなお考えがあるかないか御答弁いただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 第1点目につきましては、平成18年度から2カ年かけて完成を目指してまいりたいと考えております。

2点目につきましては、各病院の先生方につきましてはの採用を特殊科目につきまして考えていきたいというふうに思っております。特に大島病院につきましては、現在眼科と整形外科につきましては非常勤で行っておりますけれども、これを常勤化し経営をスムーズに持って行くように考えたいというふうに考えております。

また、先ほど町長さんから橋病院の7月1日からの採用につきましてお話しがありましたけれども、これも7月11日から泌尿器科の専門医を採用することにいたしております。この先生は特に尿管結石等々につきましての石を砕く専門の医者でございますので、この辺では徳山中央病院あたりにしかいないのではなかろうかと私は思っております。出身地は下関でございますけれども、現在は埼玉県の方で仕事をしております。

大島東部病院につきましては若い先生がたくさん来ておられますけれども、若くてもよくやっていただいております。また医療の面では、経営面におきましてはまだまだ私といたしましては物足りぬような状況ではございますけれども、話し合いをしながらやっていきたいというふうに考えております。

また、大島東部病院につきましては、今後、今の田中病院長が来年の3月で定年になるようになっておりますけれども、その後任につきまして現在、きのうも大学の方に行ってまいりましたけれども、この話がまとまらなければ田中医院長にもうしばらく医院長をやっていただきたいというふうにも考えて、今後の各病院の経営を十分見ながら黒字が出るような努力をしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、大島郡は特別に人口の減少が激しいので、また老人が多いために、なかなか経営については難しい現状であろうかと思っております。

また、国についても医療費の引き締め等を厳しく行っておりますので、我々はそれに対して対処をしていかなければならないというふうに思っております。

大島病院の新築につきましては、先ほども町長さんが申されましたように、久賀地区、大島地区から柳井方面にかなりの患者さんが受診して来られます。その一部を大島病院に診療科目の内

容充実等を考えて、ぜひ来てもらうような体制を整えていき、経営の安定化を考えていくように考えておりますので、どうかよろしく御理解いただきたいと思います。

終わります。

議長（新山 玄雄君） 久保議員。

議員（25番 久保 雅己君） 大体の内容はわかりました。ただ、先ほどもしつこいですけども、人口が減少するという中での合理化を考えた統合ということ。大島病院が新設されれば、その辺でそういうふうなお考えがあるのかということ。やはり公営である以上は、住民のサービスのためにも赤字を補てんしながらでも役目があると思いますので、その辺も考えながら今後とも経営をしていただきたいというふうに思っております。1点だけ、合理化を図るために、将来的に、地域的なこともございますが、一つにまとめるということをお考えになっておるかだけ御答弁いただきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 今から20年前にそういう話がございました。検討をしていただくように、全国自治体病院の方に依頼をしまして、そのことにつきましての検討をしていただきました結果、大島郡は山が真ん中にありまして、病院を一つにすれば患者さんの利用率が悪いのではなかろうかというようなことで、病院を一つにするということにつきましては、皆さんの協議のもとでできなくなったような状況がありました。

現在、これからどうするかということにつきましては、大島病院の建設をしました後に、また何年かたちましたらそういう話が大学の方からも出てくるのではなかろうかというふうに私は思っておりますので、その辺のところを御理解いただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 以上で久保議員の質問を終わります。

.....

議長（新山 玄雄君） 次に、17番、魚原満晴議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 17番、魚原です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

先日、山口県地方にも梅雨入りが発表され、長雨、台風等自然災害を心配する季節となりました。昨年は全国的に未曾有の台風の当たり年でありましたが、世界各地で大地震も発生するなど、不測の大規模災害がいつ、どこで起きてもおかしくない時代になっている気がいたします。

特に、大島郡全域に甚大な被害をもたらした昨年9月7日の台風18号の襲来は記憶に新しいところでもあります。その当時を振り返ってみますと、猛烈な風とそれに伴うすさまじい越波により、住みやは破壊され、電柱は倒れ、車道は流されるという大変悲惨な状況でありました。何千万円、何億円という相当な金額を費やし建設した離岸堤や護岸が、いとも簡単に崩壊する惨状を

目の当たりにし、自然の猛威の前に人間の無力さを痛感し嘆いたものであります。住みかを奪われてしまうなど、被災された住民の皆様にとりましては、平成3年の台風19号、平成11年の台風18号と、過去10数年の間に3度の大型台風を経験し、被害に遭うたびにそれまでどおりの生活を取り戻すためには相当な御苦労があったろうと思います。

しかし、大型台風は恐らく今後も襲来するであろうと思われるので、災害を未然に防ぎ、被災者を出さないという防災の観点から、地元選出議会議員として旧橋町東安下庄原安高地区の海岸保全施設の整備計画につきまして、町長のお考えをお伺いいたします。

これは安下庄地区に限ったことではないと思いますが、現在の原から安高地区にかけての海岸保全施設の現況は、原物揚げ場付近は昭和59年から61年に築造された延長60メートル、天端高プラス4.5メートルの離岸堤のみであり、この離岸堤につきましても昨年の18号で被災を受け、災害復旧が行われているところであります。この離岸堤から約500メートルの間に原、安高、栄の集落が続きますが、この間には離岸堤はなく、護岸前面の消波工のみであるため、大型台風襲来時には昨年同様すさまじい越波が発生し、甚大な被害が出ることは十分に予想されます。この既存の離岸堤の背後地はほかの場所に比べると越波も軽減されており、離岸堤の効果は歴然といえます。災害復旧は被災からの復旧の手段でしかなく、災害を未然に防ぐという観点から新たな防止策を講じないことには、台風が来るたびに恐怖におびえ、不安を募らせる日々を永久に過ごすわけであります。昨年同様、今年度予算にも多大な災害復旧費を確保していただいたことは感謝いたしますが、災害は未然に防ぐ防災という観点から、住民が安全で安心して暮らせる周防大島町をつくるため、原、安高地区の海岸保全施設の充実を要望し、何とか抜本的な対策はできないかお伺いいたします。

続きまして、竜崎温泉に通ずる道路の拡幅について質問いたします。

竜崎温泉の増改築、温泉プールの工事が始まりました。栄地区を工事車両、温泉利用客、寿楽園、オレンジ苑、一般住民と非常に多くの通行車両があるが、関係者がマナーとルールを守っていただいているおかげで、現在は大きな事故もなく推移しております。しかし、竜崎温泉の改築後は年間12万人の集客を見込んでいるとのことであり、今後は大型バスの乗り入れも視野に入れなければならないと思います。現在の町道ではますます危険度が増すことが予想されます。旧橋町時代にも要望しましたが、現在の護岸を冲出しにすることは困難との答弁でありました。町営住宅の北側の土地を周防大島町で取得したとお聞きしました。住宅の北側を通してもらい、2車線、お年寄り、子供が安心して散歩できる歩道付きの道路を県道から温泉までを整備することはできないかお伺いいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 魚原議員さんの2点の問題につきましてお答えをいたします。

安下庄地区の海岸の台風被害に対する抜本的な対策はないかということでございます。昨年の台風被害以来、多くの自治体から高潮に対する要望が寄せられてきております。

平成11年5月に海岸法が改正されまして、平成12年から施行され、海岸保全区域と、それから一般公共海岸区域につきまして、平成15年3月に山口県南沿岸海岸保全基本計画が策定をされております。この中で、港湾、漁港海岸の護岸がかさ上げによる改良、あるいはまた離岸堤等が計画をされております。

しかしながら、長期的なこれは計画でありますので、短期間での事業効果の発言は困難かと思われまます。しかしながら、管内の事業の進捗状況を見ながら逐次整備をしていきたいというふうを考えております。

それから、竜崎温泉に通ずる道路の拡幅についてでございますが、現在既に竜崎温泉の改修が行われておりまして、栄地区の皆さん方に大変御迷惑をかけておるわけございまして、大変お許しをいただきたいというふうに思っておりますが、この拡幅整備につきましては、過疎計画にも採用されておりますので、御質問にあります住宅の北側を通るルートも含めまして現在検討をしておるところでございます。

整備に当たりましては、海岸を管理をする水産庁、山口県及び漁業関係者など関係機関との連携が不可欠であり、また北側のルートになりますと、宅地等の用地買収も必要となつてまいります。したがって、関係者や地権者の方々との調整を図りながら今後の道路計画につきまして検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） ご答弁ありがとうございました。

1番の原漁港です。逐次整備していただけるとのことでありありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それと、竜崎温泉の方で一日も早く現実のもと、何とぞ県への要望、働きかけをよろしくお願いいたします。御答弁ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 以上で魚原議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 暫時休憩をいたします。1時まで休憩いたします。

午前11時54分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） おそろいでしょうか。それでは、再開をいたします。午前中に引き続き一般質問いたします。

次に、18番、富田安英議員。

議員（18番 富田 安英君） 定例議会に当たり、屋代川の橋のかけかえについてと県道大島橋線の道路の拡張についての2点について質問をさせていただきます。

最初に、屋代川にかかっている老朽してきた橋のかけかえについて質問いたします。屋代川は大島郡では一番大きな川で、大小17の橋がかかっております。今まで明新橋、大正橋、屋代橋、羽越橋とかけかえが進んでおりましたが、近年は橋の工事が行われておりません。戦後すぐにかけられた橋も数多くあり、鉄筋が出ていたり、車で通行すれば橋が揺れ、老朽化が進んでおります。橋の幅も狭く消防車や救急車の通行が難しい橋もございます。また、ことしはまれにみる空梅雨のように、近年は異常気象により自然災害も多く、いつ集中豪雨や地震による被害が起きるかわからない時代となっております。したがって、住民の不安も大きく、早急に老朽化が進んだ橋の調査をされ、かけかえ工事に着手されますようよろしくお願いいたします。

次に、県道大島橋線の道路の拡張について質問いたします。現在工事中である本庁前にふさわしい道路ができつつありますが、続きの小田停留所までの間は1車線道路のため拡張をお願いするものであります。道路幅が狭いと、車の離合も難しく、それに中学校への自転車登下校や、最近では電動車もときどき見受けられ、住民から安全性の不安の声を多く耳にしております。早急に工事拡張が必要と思われますので、町としてのお考えをお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 富田議員さんの2点につきましてお答えをいたしますが、屋代川の橋のかけかえについての御質問でございますが、この橋のかけかえにつきましては、県道大島橋線の改良や2級河川の屋代川の改修とあわせて実施をしたいと考えておったわけでございますが、管理者であります大島土木事務所では現在のところ計画がないと伺っております。したがって、本町におきましては、御指摘の橋につきましては過疎計画等に基づきまして事業を進めなければならないというふうに思っております。

それから、県道の拡張についてでございますが、現在大島総合支所前の工事中でございます。県道大島橋線につきましては、平成9年度より着工をいたし、平成13年度までが単独道路改良において実施をいたしております。平成14年度からは緊急地方道整備事業におきまして実施をしておるわけでございます。

工事の概要につきましては、施工延長が523メートル、幅員が14メートルであります。本事業は今年度完了予定でございますけれども、小田停留所前までの拡幅は現在のところ道路用地の確保が困難でありまして、継続して事業を進めることは難しいと伺っております。

したがって、地元の要望等によりまして、用地関係者の方々の御理解がいただけるようであれば、町といたしましても引き続き県当局へ要望してまいりたいというふうに思っております。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 富田議員。

議員（18番 富田 安英君） 橋なんですけど、見てもらったらわかると思うんですが、やっぱり鉄筋が出たり、そういう面は早急に補修工事なり何かをした方がいいんじゃないかというような気がします。

また、過疎計によるとなると、5メートルじゃなかったかと思うんです。川の橋の幅が、それに対応ができるのかどうなのか、そこら辺のところをひとつと。

一本松川の方なんですけど、小田の停留所から上は、今、川の上にふたがおうてあるていいですか、おうてあるわけで、2車線になってるわけなんです。あれから下が約100メートルちょっとなんで、もしふたがおえるのならふたをおってほしいなというふうな気がしますし、もしそれができないようなら、その地域の住民の人に家の立ち退きの要請を私らがすれば、もし受け取ればそれで道路の拡張ができるのかどうなのか、そこら辺のところがもしわかりましたらお答えの方よろしくお願いします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 1点目は、過疎計画にあります5メートルの幅員での拡幅によるかけかえで整備がされるかどうかということでございます。屋代川の町道、町が管理をしております橋梁につきましては、旧町より大正橋、屋代橋、羽越橋と拡幅によりかけかえで整備をされてきております。しかしながら、残りの未整備の橋梁につきましては、幾つかの問題点がございます。

1つには、拡幅でのかけかえということになりますと、河川の計画断面の確保が必要となります。したがって、橋の高さがかなり高くなりますので、取り付け道とのすりつけがスムーズにいくかどうかという問題がございます。

2点目には、この橋梁に関連する町道の改良計画がございません。したがって、この橋を拡幅する事業で起債の対象となるかどうかというのがございます。

3点目には、補修、補強で対応できる橋もあるのではないかと考えております。

以上の点を十分検討いたしまして、町長が申しましたように計画的に整備をしていきたいと思っております。

2点目に、県道でございますが、暗渠により施工された箇所があるが、これでいけるのではないかと御質問でございます。お示しの県道沿いの河川でございますが、一本松川と申しまして、砂防河川であり2級河川でございます。砂防河川、2級河川は暗渠による工法では許可が現在ありません。しかしながら、富田議員さん御指摘のとおり、小田停留所付近約100メートル間でございますが、ここは床板、あるいはボックスカルバートで施工されております。これは新

河川法の制定前に施工されたものと想定されます。現在では許可のおりない工法でございます。したがって、県道の拡幅ということになりますと、家屋の立ち退きが必要となりますので、その辺地元の方の御協力が得られるようであれば、また県の方にも要望していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 富田議員。

議員（18番 富田 安英君） 2点とも何か難しそうな感じにとれたわけですけど、やっぱり橋はその地域の住民にとっては大切なものでございまして、橋がなくなれば孤島といいますか、歩いて皆遠くの橋を渡らなきゃいけないというふうなことになりますので、なるべく早い時点での改修ができればと思います。

また、県道の方ですが、今までは上だけが広くて下は狭かったから、そのわりにスピードを車は出さないし、それでも交通事故が小田停留所付近では車のぶつかり合いとか人がけがしたとかいうのがありますし、学生も中学校に通う通路でございます。なるべく早い時点で拡張してもらう方がいいと思いますし、ぜひお願い。住民、下の家の立ち退きが必要とあれば、私たちも、私も動きたいと思いますので、そのときはよろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で富田議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 次に、19番、木村潔議員。

議員（19番 木村 潔君） 19番、木村でございます。よろしくお願いいたします。

医療サービスの改善要望について、1点についてのみ御質問いたします。

大島病院では、各種検査の結果報告書並びに利用者に投与した薬に関する説明書、これに関しましては、この通告書の下半分の方に私がいただいたもののサンプルをつけておりますので、これを参照してください。こういったものを利用者に渡されていないというふうにお聞きしました。検査の報告書に関しましては、患者の方で要求があればコピーを渡しているというふうにお聞きはしております。

しかしながら、私が個人的に行ってる病院等でも検査の結果は業者の方で必ず、医療機関の方で保管するもの、当人用に渡すものというふうな、その検査をするところの方でも既に2つもらっているというふうにお聞きしておりますし、また、インフォームド・コンセントという言葉が言われるようになって、既に10年ぐらいたつように、医療の方が患者に対して十分な説明をするということが最近はもう当然のこととなってきた時代であります。

殊に薬に関しましては、違う病院に通っている場合等、薬の組み合わせによっては利用者が大

変な事態に陥ることもありますので、そういった部分ではどういった薬を服用しているかということは、ほかの病院の医師の方でも当然に必要となる情報でありますので、こういったものは必ず添付するように、情報として提供できるようにしていただけないかと思えます。

また、企業局として橘病院、東和病院がございますので、この2つの病院でもこういった情報サービスの点がどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

その上で今現在そういう情報提供がなされていないということでありましたら、早急な改善をお願いしたいと思います。

なおかつ、もしその改善が早急にできないというような結果でありましたら、その理由を教えてくださいたいと思えます。

もう1点、これはその後に聞いたことなんですけど、今周東病院では薬をいただくのに病院でいただく場合と、処方箋だけいただいて、ほかの薬局でいただくという方法を患者の方で選択できるような方式をとっているということですので、薬を待つ時間がかかり、30分待つということもあるというふうに伺っておりますので、こういった部分が改善できれば、各この企業局の病院の利用者がまたふえて、経営的にもまた改善される、経営的な改善にもつながると思えますので、薬事法の関係もあり、そちらの方では今、医療と薬局の分離を進めていると思えますので、そういった部分について御回答をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 木村議員さんの医療サービスの改善要望の御質問についてお答えいたします。

先ほど申された血液の検査の結果等のコピーについては、御本人の御要望があれば、公営企業局の他の病院ではお渡ししているところもありますが、御指摘のような、初めから2部の複写を備えて御本人にお渡しするという状況では、当公営企業局の3病院まだなっておりません。患者様によりましては、検査数値等のみに固執されて、十分な医療の説明、その他の経緯が得られないということもありまして、医師の協力を得ながら、今後この点について改良はしていきたいと思っております。

また、薬に関する説明は、お示しのような書面につきましては、東和病院では15年4月より開始させていただいておりますし、橘病院につきましても機器の整備が済み、8月をめぐりに今調整に入っているところでございます。御指摘の大島病院につきましては、一部の透析患者様に既に配布しておりますが、薬剤師の充足率が3病院の中で最も低い66.6%という状況でございますので、医療の安全の面からも業務が難しく、現状の状況で推移させていただいております。

追加でお聞きになりました、周辺の周東病院での薬の配布の選択ですか、これにつきましては、今後3病院の中で病院の経営その他を考えながら、希望される患者様に処方箋が交付できる

かどうかも検討させていただきたいと思っております。御理解のほどよろしくお願いいたします。
議長（新山 玄雄君） 木村議員。

議員（19番 木村 潔君） わかりました。ということは、東和は既に、薬の方の情報提供に関してですが、確認をいたします。東和は既に実施されており、橘病院においてもことし8月から、大島につきましては、そういう状況でしたらまだめどは立ってないということでしょうか。いつごろというのは本日の段階ではまだ示せないという状況でしょうか。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 2病院の方では既に先ほど御説明のとおり15年4月、この8月をめどに橘はという予定でございます。何分にも大島病院につきましては、先ほどの薬剤師の充足率が66.6%でございますので、一応の業務として薬剤師において薬の確認をし、そしてそれにかかわる説明をするということでございますので、他の臨時職員をふやしての対応はできかねる状況でございますので、この部分での充足が満たされない限りこの業務を行うことは難しいと考えております。

議長（新山 玄雄君） 川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 今、河村部長が最後の質問についての補足説明をさせていただきたいと思っております。

周東病院の調剤薬局の関係だろうと思っておりますけれども、せんだって当時の大島郡国保診療施設組合のときにいろいろと話が出てきております。そのときの組合長であります中本町長さんと私とで協議をしました。そのときは患者さんに対する医療費の増嵩、医療費が高くなる、調剤薬局へ行きますと。それと、患者さんがマイクロバスで来られておるので、その調剤薬局におりていうこと対しての労力が患者さんにかかるということ等々で、組合としましたら、患者さんのことを思ってそういうことはしないということで現在まできておるような状況でございます。

患者さんが経費が高くなってもいいということであれば、今私どもが調剤薬局に処方箋を出せば、5,000万円余り収入が高くなる、そのかわり患者さんはそれ以上の負担がかかるというような状況のもとで、我々は調剤薬局にするようなことは当時の組合長さんと2人で取りやめたというような経緯がありまして、今後もそういうことについては、余り患者さんのことを思えば考えたくないというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 木村議員。

議員（19番 木村 潔君） 大変ありがとうございます。よくわかりました。

今の企業局長の御説明の中で、調剤薬局の方が高額になるということは、大変非常に患者、金銭を支払う側にとってはありがたいと思うんですが、一つだけ確認させてください。ちょっと専門の方ではないので、薬事法の方で分離を進めてると思うんですけど、それは法的には問題はな

いんでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） それは問題ありません。

議長（新山 玄雄君） 木村議員。

議員（19番 木村 潔君） それじゃ、これで最後にいたします。

次は検査の報告書の方ですけれども、個人医院とこういった行政のかかわってる病院とでは違うのかもしれないんですが、実際に病院の中で検査をしておられればそういうこともあるかと思うんですが、実際に各種血液検査等は、私が行ってるところでは外部に外注で検査をするということで、今はそういった検査機関の方も、そういったもう必ず報告書を医療機関用、本人用と2つ必ず出すというふうになってますので、そういった部分では病院自体の負担というのもしんないんじゃないかと思われるんですが、そこら辺の変更というのもすぐには難しいものでしょうか。これ最後にいたします。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 当組合の2病院、東和病院と大島病院において検査はほぼ6割から7割が自前でやっておりますし、機器ももう既に七、八年と古い機種でございます。御指摘のように2枚出すということは、機種の変更その他も含めまして、今後検討させていただいて対応ということで御理解いただければと思っております。よろしく願いいたします。

議員（19番 木村 潔君） よくわかりました。じゃ、以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で木村議員の質問を終わります。

.....

議長（新山 玄雄君） 次に、4番、平野和生議員。

議員（4番 平野 和生君） 4番、平野和生。県一漁協に対する支援についてと、合併後の周防大島町の行方について御質問をいたします。

6月16日付の新聞によりますと、県としてはかねてより要望のあった県一漁協への支援を今県議会に上程し、最大で32億円規模の支援を想定しているとのことでした。それでもなお数億円の支援が必要であり、関連会社や金融機関に頼るとありますが、これは不確定、不確実で、合併協議会それ自身も内訳などはいまだにはっきりいたしておりません。

周防大島町は6つの漁協があり、4つの漁協が合併不参加を決めました。町としては合併協議会からの支援の要請があれば、どう対応していくおつもりですか、お伺いいたします。

2番目に、昨年旧町時代の町長さんを初め議員先生方、職員の皆様方の御努力により、全国に自慢できる合併ができました。その過程においては町長さんを初め職員の皆様方が各地を回られ、何度も説明会等を開いていただきました。周防大島町になりまして半年余りがたち、役場、議会

とも落ちついてきたように思われます。しかしながら、地域住民にはまだ戸惑いがあるように思われます。いまだに地域住民の方で旧町時代と比較して意見を言われることが多々あります。合併前にした説明会を合併した今するべきだと思いますが、いかがでしょうか。町の公報等で行っているとは思いますが、当大島はなかなか高齢の方も多くて目を通してくれません。耳からなら勝手に入ってきます。興味のある問題は聞いてくれるものと思います。

以上2点、御答弁よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 平野議員さんの御質問にお答えをいたしますが、県一漁協に対する支援の御質問でございますが、県一漁協の合併につきましては、系統の関係各団体におかれましては鋭意取り組まれているところと承知をいたしております。

御質問の県一漁協にかかわる財政的な支援につきましては、県におきましては今御説明のとおり、所要の支援措置が講じられる予定と聞いておりますが、現在町といたしまして、県一漁協にかかわる措置は考えておりません。また、今後におきましても予定はしておらないわけでございます。

しかしながら、漁業振興策につきましては、今後とも引き続き合併漁協、非合併漁協いずれにいたしましてもこれまでどおり町として必要な策を講じていきたいというふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

それから、2番目の合併後の周防大島町の行方についてという御質問でございますが、住民説明会等によりまして住民の意見を聞く必要があるのではないかとということでございますが、住民の皆様の御意見、御要望を賜ることは町政の推進の上でも大変重要であるということも言うまでもございません。合併いたしまして8カ月が経過をいたしましたわけでございますが、その間、各種委員、それから各種団体の会議、あるいはまた行政連絡委員の集会、また各地区自治会連絡協議会等におきまして直接自治会、団体よりの御意見と要望をいただいていたところでございます。

さらに今年4月より町政への提言箱というのを各総合支所に設けております。同時に町のホームページにも町政への提言コーナーというものを開設をしておるわけございまして、町内外より忌憚のない御意見を賜っておるわけでございます。

また、5月末から6月にかけて、3地区の総合支所におきまして巡回町長室を開いたわけでございます。大変限られた時間ではありましたが、町民と直接お会いをし、そしてまた御意見をいただいたところでございます。この巡回町長室は大変有意義であったということからいたしまして、今後とも継続して実施をしていきたいというふうに思っておるわけでございます。

町政への提言につきましては、現在まで7人の方から20件の御提言をいただいております。また、巡回町長室には10団体、6名の個人の方においでをいただきました。皆様

方からいただきました貴重な御意見につきましては、よりよい町政推進のため今後とも御参考にさせていただきたいというふうに思っておるわけでございます。

なお、寄せられました御提言につきましては、関係各課に伝達することはもちろんでございますが、全職員に対しましても提言の共有に努めておるわけでございまして、今後ともあらゆる手段を講じまして住民の声を町政に反映していきたいというふうに思っておるわけでございます。したがって、皆さん方の御提言せっかくありましたけども、今後ともいろんな面におきまして皆さん方の御意見を拝聴して町政に反映したいと思っておりますので、どうぞよろしく……。

議長（新山 玄雄君） 平野議員。

議員（4番 平野 和生君） まことに明快な御答弁をいただきまして、善処するということを期待しとったわけなんです、はっきり出せないということで、周防大島町6漁協あって、4漁協、あと2つが参加していないということがデメリットになるかもしれませんが、出資という形ではいかがでしょうか。出資するという形で、支援ていうのもいろいろ方法あると思います。

ただ、うちの合併する漁協、漁民がただおねだりするだけじゃないということは町長初め皆さん御存じだと思います。正組合の増資が迫っております。増資額を言いますと、4町合併で2億1,000万円余りの増資をしなければなりません。おまけに向こう5年間で2,700万円の協力金、これはもう返ってきません。もうやるだけです、県一漁協に。そう考えたときに、関係市町村が11市4町現在でございます。それを単純に割れば、出資していただければ3,000万円ぐらいの出資で賄えるんじゃないかと思えるんですが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 出資という形でどうかということでございますが、郡におきましても6漁協で4漁協の合併ということでございます。県全体から考えてみたら相当率も悪いんじゃないかなということから考えますと、今のところ私といたしましては、出資ということも考えておらないわけで、御理解のほどお願いしたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 平野議員。

議員（4番 平野 和生君） もう考える余地はないということで、東和の組合長にしかられるんじゃが、ま、同級生じゃけこらえてくれよ。

次に、先ほど2番目の御答弁で、いろいろ集まって説明会等開いていただくように思っておりますが、まだまだ旧町時代の名残が多くいまだに対応に苦慮していると思えます。

一つの例を挙げます。今回の浮島漁港でちょっと船台のトラブルというか、修理する箇所がございました。旧橋では町が単独でその修繕費とか見てくれとったはずなんです。東和の組合長に聞けば、旧東和では地域と漁協が折半してその修理代は出すということでした。各町と

も、4町ともそういう船台とか目に見えん、同じようなことであつたも目に見えん、目に見えん
というお金の出し方がおかしいと、補助金がおかしいとかそういう部分があるんじゃないか
と思うんです。その統一は早くすべきじゃないかと思ひます。

例えば今、私が言った船台のことに関しても、もし出せんのなら出せん方向で浮島漁協として
も方法がありますから、船台の利用料を上げるとか、出せるなら東和さんも出して、大島さん
にも出せばいいと、そういうように考えますがいかがでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 追加で御質問がありました船台等の修理でございますが、この
補助金につきましては、漁協と町が協議をして、その見積もりによりまして割合によって今まで
出していたように聞いています。この辺の統一的な見解につきましては、合併をいたしましたの
で、もう少し明快に調整をさせていただいて、また御報告をいたします。

議長（新山 玄雄君） 平野議員。

議員（4番 平野 和生君） はい、よくわかりました。

最後にもう一言、町長絶対だめですか。（笑声）（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） お答えいたしますが、はっきり明快に答えますが、県下の情勢を見なが
ら検討したいと思ひます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。

以上で平野議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 次に、16番、広田清晴議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私は今回の一般質問、これは4つの柱で通告させていただいて
おります。1つは、周防大島町の総合計画、これから10年間の計画を今つくる段階であります。
その中での町民主人公の立場を貫くことや、そしてまた、総合計画に平和の理念を、そしてまた
具体的な行動を挿入すること、そしてまた2つ目の大きな柱としての県の総合庁舎と大島庁舎の
合築問題、また平和の課題と火葬場の建設について、4つの柱で通告しております。

まず、最初は大島町総合計画作成に当たって、町民主人公の立場から、ぜひとも町民アンケ
ートを実施し、広く町民の意見を聞くことが大事である。この点であります。先ほどから同じよう
に各議員の皆さんからの質問に対して、なかなか改めてアンケートを行うのはちょっと困難だ
という答弁が続いております。しかし考えていただきたいのは、実は10カ年の計画であります。
今から先の10カ年、ベースとしては当然過疎計画や新町建設計画、これがあるやに考えますが、
実際合併した今の時点で本当に町民の皆さん方の声を聞く、その立場からアンケートを行う、こ

れは非常に重要なことなんです。あえて今までの答弁を含めた上で、あえて聞きたいというふう
に考えております。

また、一定の案ができた段階で実は住民説明会ぜひとも行っていただきたいというふう
に考えております。地方自治を少しでもかじった人間であれば、やはり私は町民主人公は欠かせない。
その立場からどうしても今後10カ年の計画、これは少なくとも町民アンケートと住民説明会、
これはぜひとも実施していただきたい。このように考え、まず第1の項の1番目であります。

次に、2点目として総合計画に平和の理念と具体的行動の挿入をという点であります。これは
私自身旧町時代も主張し、旧町時代、旧大島町においてはそれなりに実は入れていただきました。
今から10カ年にわたる福祉や環境整備、医療、教育環境、防災、交通体系、そして地場産業の
育成、これらが柱になる総合計画の中の一つにぜひとも平和の理念、周防大島町としての考え方、
自治体として入れていただきたい、これが2つ目の課題であります。

次に、県の総合庁舎と大島町の合築問題について質問します。私自身法定協でのいわゆる結論
として付帯決議をつけたこと、これは実は議論の先送りではなかったかという点がしております。
もともと合併論議におきます最大のいろんな町民からしての興味ある課題、これはすなわち庁舎
の位置にかかわる問題でした。それが最終段階でいわゆる付帯決議ということで、実は将来につ
いてのいわゆる本庁の位置については先送りという状況でした。すなわち結論として将来県の総
合庁舎の位置とするというふうな付帯決議でありました。これはまさに議論の先送りなんです。

実は私自身は今回改めて考えてみますと、今いろいろ議論されておりますが、実は一体幾らか
かるのかという点も非常に不明瞭であります。

また、もう一つの点としては、実は、いまだに例えば16年度予算で県が執行されたとする袋
とじ予算にしても、実際的にはどういう結論が出たのか、これもいまだに明らかではありません。
少なくとも県はいつごろまでに、いわゆる位置について結論を出そうとするのか、どういうふう
な認識をされておるのか、少なくとも聞いておきたいというふうに思います。

また、実際的に合築ということになりますと、かなりの費用負担が先ほど言いましたようにか
かってくると、これを抜きに議論するということは非常に無責任な議論になってしまうという点
で改めて問うておきたいというふうについております。私は負担の大きい合築は必要ないという
立場をとっております。ぜひとも執行部の見解を聞きたいというふうに思います。

次に、核兵器廃絶、平和の町づくりについて質問いたします。旧橘町長として旧橘町民を代表
し、平和の課題についてはいろいろ取り組んでいただいたというふう認識しております。また、
旧大島町においても町長を先頭に平和の課題については取り組んでいただいたというふう
に思います。そういう点では、私は合併後の町長として、周防大島町民を代表として、やはり首長とし
ての平和の取り組みも大事ではないかというふうに考えております。町長も戦中派の世代という

ことになるかと思いますが、町長自身の多くの仲間の皆さん方が不幸になったということも聞きました。しかし、今大事な点は、首長として本当に平和の課題で先頭に立つ、この点が大事ではないかというふうに考えます。その点ではぜひとも、一つは自治体の長として平和の先頭に、平和の町づくりの先頭に立つこと、そしてもう一つは、非核平和の町宣言、これに着手すること、この2つが今大事な点ではないかというふうに考えております。その点で町長の平和に対する思い入れ、改めて聞いておきたいというふうに思います。

最後になりますが、今回火葬場について質問、通告を出しております。この視点は、財政上の理由から見直しは否定しないが、機能低下、過去の議論の全面否定はすべきではない。そして改めて早期着手を求めるという位置づけであります。

今財政論議の中でいろいろ議論がされておりますが、私は議論の中で2つの危惧があるというふうに考えております。といいますのは、例えば法律に基づき地方自治体が行う、いわゆる建物と、例えば地方自治体が運営しなくてもいい、全く関係のない例えば観光施設、これを同水準で議論されてはいけない、これが危惧の大きな一つであります。当然町民ひとしく利用する施設と、実際的に観光施設と、これも位置づけが全然違います。その点をきちっと踏まえて議論していただきたい、それが一つです。

もう1点は、旧大島町民の願いを一定特別委員会という場でいわゆる議論されました。そして一定反映されております。その中身が全面否定になったらいけないという点であります。

私は残念ながら全協の中で金額を含めて言われましたので驚いたわけですが、実際的には今から見直し着手ということであります。ならばやはりもう一度特別委員会で議論された中身も再学習、そしてそれなりに基本設計に生かしていく、それが大事ではないかというふうに考えております。その点で実は改めて町長の見解を聞きたいというふうに考えております。

少なくとも全協の中で実際的に見直し部分としたら、予備の部分縮小、そしてまた葬祭部分の150から100への引き下げ、そして2階部分の1階へのおろしということに聞いております。しかしそのことによって、実際的にいわゆる議論が旧町民の願うものから余りにも遠ざかったら私は落胆が起きるのではないかというふうに考えております。その点でも改めて当時の議論をぜひとも再学習し、基本設計を考える上でもう一度考慮していただきたいという点で通告しておりますので、ぜひとも見解、また私の提言について積極的な答弁を求めたいというふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 広田議員さんの御質問にお答えをいたしますが、総合計画策定に当たって2点の提案についてお答えをいたします。

1点目の町民が主人公の立場に立って町づくりのアンケート、町民の説明会に取り組みということでございます。現在総合政策課におきまして、周防大島町、総合、大島町、周防大島町の総合計画を策定中でございますが、この計画に反映すべき町民の意見集約といたしましては、やはり2年前に大島郡の合併協議会が郡内の全世帯1万983世帯及び郡内に居住あるいはまた通学をする学生1,756人を対象といたしまして実施をいたしました新町の建設計画を策定するための住民の意向調査を基本とすることとしております。

この調査の主な目的といたしましては、住民の各居住環境の満足度について、それから合併後の新町での分野の施策に期待するか。それから、町づくりや地域づくりの参加の意向、合併に当たって心配されること、また学生を対象とした調査におきましては、これらの項目に加えまして、住んでいるところの自慢できるもの、好きな場所、イベントは何か、それから将来の居住の意向について等について調査をしたわけでございます。その調査結果は、合併後の住民ニーズの把握には十分有効と考えておりますし、したがって、現在作成をしております総合計画は、この住民意向調査結果を基本といたしまして計画を作成し、新たなアンケート調査は今のところ行わないこととしておるわけでございます。

なお、合併後の住民の意向の把握につきましては、広報による計画作成の周知や策定審議会の議事録公開による情報提供した上で、一般公募による策定審議会委員の参加、農協と関係団体とのインタビュー、総合計画試案に対する町民提言募集による意見反映を図りたいと考えておるわけでございます。

次に、計画作成後はホームページに全文を掲載するほか、総合計画概要版を作成をいたしまして、これを全戸に配布する予定にしておるわけでございます。

御指摘の町民説明会につきましては、今のところ特に予定はしておりませんが、今年度より旧町ごとに地区自治会連絡協議会を開き、また、この協議会の上に周防大島町自治会の連合会を組織をしておりますので、計画が実施されます平成18年度当初に計画の概要につきまして説明をしたいと考えております。

次に、2点目の総合計画の平和の理念と具体的行動の挿入についてのお答えをいたしますが、現在、総合計画を策定中でございますが、この総合計画で目指す将来像は新町建設計画を尊重いたしまして、元気にここに安心して21世紀にはばたく先進の島としたいと考え、審議会の方にも諮っているところでございます。

この元気にここに安心の理念は、住民一人ひとりが命を尊び周防大島町で生きる喜びを分かち合い、心豊かに安心をして、そして平和に暮らせる住民本位の町づくりであると考えております。

また現在、我が国を取り巻く時代の潮流は、人権、人道、地球環境やテロの脅威など、世界の平和と繁栄に向けた、新たな国際秩序の構築が求められているものと認識をしているところでござ

ざいます。

このような中で、本年は戦後60年の節目の年に当たります。また、世界唯一の被爆国でもある日本は、世界の恒久平和に向けて果たすべき役割は非常に大きいものがあると考えておるわけでございます。

旧4町では、これまで平和音楽祭や原爆パネル展の開催などを通じまして、平和教育を推進してまいりましたが、本町におきましても平和の大切さを重く認識をいたしまして、引き続きまして住民の心の平和を育てる取り組みを進めていくことが必要であると考えておるわけでございます。

しかしながら、総合計画でございますので、音楽祭やパネル展などといった具体的な記載でなくって、命の尊厳、心の平和に向けた取り組みといった記述になろうかと思っておりますので、御理解のほどをお願いしたいというふうに思います。広い意味で解釈していただきたいというふうに思っております。

それから、県の総合庁舎と大島庁舎との合築の問題につきましての御質問にお答えをいたしますが、1の法定協議会における庁舎の位置にかかわる付帯決議は、期限内合併のためのものです。矛盾の先送りとなっているのではないかとのことでございますが、議員も御承知のとおり、この庁舎の位置に関しましては法定協議会の中に小委員会を設けておりました。およそ10カ月間、いろいろな角度から協議検討していただきました。

その結果を踏まえまして、15年の12月でございましたか、合併協議会におきまして提案させていただき、協議会委員の意見を集約した結果、付帯決議の添付をもって満場一致で確認をいただいたわけであります。したがって、私は期限内合併を急ぐためのものではなくって、議論に議論を重ねた結果がこのような形になって結論に至ったと理解をしておるわけでございます。

2番目の、山口県大島総合庁舎の位置の決定についていつごろ示されるのかとのことでございますが、4月28日の議会全員協議会におきまして、担当部長から総合庁舎改築の動向について報告をさせましたが、その後の動きは見られません。いずれにいたしましても、早急に県の方針を出していただき、それに沿って対応していくことになろうかと思っております。

また、3の合築論議につきまして、費用負担抜きの議論については無責任ではないかとのことでございますが、先ほどの場所も決まっておりません。建設規模とあわせて、町の行政部門が合築した建物に入るかも協議をしていない状況で、費用負担云々の議論は時期尚早と考えております。

基本的なことといたしましては、町が占有する部分については、県においては経費を支出して建築するという考え方は持っていないと認識をしております。したがって、占有面積及び共有面積に応じた建設負担が発生すると想定されておりますので、合築及び建設規模、場所の選定も

含めまして、議会におかれましても十分議論を尽くしていただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、3番目の核兵器の廃絶、平和の町づくりについてのお尋ねでございますが、核兵器のない平和な町づくりについては、だれもが願っていることでございます。

我が国におきましても、核兵器を持たない、つくらない、持ち込ませないの非核三原則を堅持することにつきましては、これまで歴代の内閣によりまして明確に表明をされておるわけでございます。政府におきましても、今後ともこれを堅持していく立場に変わりはないとしているところでございます。

このことについては、私も非常に大切な事柄であると認識をしております。議員も、自治体の長として先頭に立つようにという御意見であります。これは長のみならず議会や関係機関も含めまして、一丸となって平和のまちづくりの推進に邁進すべきであろうというふうに思うわけでございます。

具体的な方策といたしましては、宣言も必要かもしれませんが、旧4町にありましたが周防大島町が発足をいたしまして町民憲章がまだ制定をされておられませんので、この憲章の中に盛り込むことも考えられます。そのあたりも含めまして、検討していきたいというふうに考えております。

それから、火葬場の建設についてのお尋ねでございますが、大島の斎場建設は、旧大島町におきまして平成12年11月8日に第1回の斎場建設調査委員会を開催をいたしまして、平成15年7月4日に候補地を選考し、議会に報告をしながら住民への概要説明会を実施をして基本計画を策定したわけでございます。さらに、火葬炉の選定については、火葬炉選定委員会において導入する火葬炉を選定したのであります。

また、都市計画決定の手續につきましては、都市計画事業説明や公聴会を開催をいたしまして、住民意見の申し出を受けながら、平成16年9月30日に都市計画決定の告示があったわけでございます。

そういう過去の論議の中で、周辺環境への影響を配慮いたしまして、背後地の山林はできるだけ削らないこと、それから下方住宅からできるだけ見えないように配慮することを前提に、機能の低下をしないよう見直し、できるだけ早期に着工したいと考えておるわけでございます。

以上、御答弁をいたします。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず1点目が、町民振興の立場からのアンケートは、町民説明会の取り組みについては、基本的には自治会連絡や過去のいわゆるアンケートがあるので、実際改めてしないというのが答弁の趣旨だったというふうに考えております。

実は私は、その点で危惧するのが、確かに言われるように町長自身の異動、異動町長という格好での旧3町における体面とかそれらを否定するもんじゃありません。しかし、今合併後8カ月、10月から以降ですから8カ月なりますか、そういう中で町民が合併する前と合併した後の気分や感情、そしてまた期待や幻滅感、それいろいろ分かれとるわけなんですよ。

それを、素直に聞いて、いわゆる今から先10年間の計画、確かに言われるように新町建設計画もそれはアンケートされたでしょう。そして、過疎計画もばたばたした中ではありましたがつくられました。

それらが、実はベースになるというのはわかります。しかし、大事な点は今時点に立ってどうなのか、広く町民の意見を聞く方法として実はアンケートがいいのではないかという点の提起なんですよ。

やっぱり私は、いつでも新たな計画をつくるときは、どれだけ周防大島町民の意見を聞くか、その点が一番大事である。これは、過去18年議員活動の中で一貫して主張したことなんですよ。その点で、再度、今時点で先ほどから率直な答弁がありますが、私としてはあくまで提言としてそうしたアンケート活動、そしてまた、を求めるものであります。

また、先ほど答弁の中で言われたような、例えば政策決定に当たっては広く各団体から入ってもらっておる審議会もあります。そしてまた、議会からも3名入っております。しかし、それだけでは私は不十分じゃないかという点で、改めてアンケートを提起しようところなんです。

そしてまた、住民説明会においても、やはりそういう、いくなれば各所のいわゆる自治会長と言うたら、各所の、早う言うたらわずか数名になりますよね、ではなしに、例えば旧町で私が言ったのは、少なくとも各所に集会所があると、今度合併したらその集会所もあるから大変ですが、少なくとも新町建設計画並びに合併議論のときに行った範囲の説明会はきちっとすべきじゃないかと。

それが、初めて10年の計画につながっていくんじゃないかという点で、いわゆるアンケートともう一つは住民説明会を求めているんですが、町長の見解を再度聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 黒田議員さんにもお答えしたわけございまして、今のところそうしたアンケートを取ることは差し控えたいと思っておりますが、やはりいろいろの皆さん方の御意見を拝聴したいということは当然持っておるわけございまして、まだ先ほども御説明いたしましたが、周防大島町の自治会連合会につきましてもまだ案は持っておりますが会合は開かれておられないわけございまして、こうした人の、すべての皆さん方の御意見を拝聴しながらアンケートを取った方がいいかなということになればまたアンケートもとらなければ得ないというふうに

と思いますが、今のところはまだそれまでに至っておらないわけでございまして、先ほど申しましたように、18年度の当初に計画の概要の説明ができるように仕向けていきたいというふうに思っておりますので、今しばらく御猶予をいただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この点では、今の周防大島町の総合計画の中に町民主人公の位置づけを明確にして、そしてまた手続上もいわゆる住民説明、そしてアンケートというのは今のところ余り重きを置いてないようなのですが、ぜひともやっぱり、議会来たり傍聴したりそして自治会連絡協議会が仮にできたとしても、それを伝わって実は町民とこへ広がるというのは、結果の伝え方としてはダイジェスト版をつくるのでそれはいけるかもわかりませんが、計画をつくる段階での広く町民の意見を聞くという面では、私はもっと平たくいろんなことを取り組まれた方がよろしかろうということで、きょうは一般質問の中で提案しておきたいというふうに考えております。

次に2つ目の、総合計画で2点目ですが、平和の理念については確かに総合計画ですからいろんな表現があると思います。しかし大事な点は、やはり私は、今ちょっと気にかかるんですが人権並びに心の平和という言われ方をしましたが、やっぱり私は少なくとも平和の大切さを実は行っていくことは今非常に大事な点ではないかというふうに思います。

今、共通認識の中で、例えば今の世界の情勢含めて答弁されましたので改めてそれ以上は言いませんが、やはり地方自治体として今から10カ年計画の中に入れていくという点は、非常に大事な点ではないかと、10カ年の計画の中に、心の平和や人権だけではなしにやっぱりそういう願いがあるんだという点は計画の中に入れていく必要があるというふうに考えております。これは、周防大島町の町長の判断ですから、ぜひとも期待しておきたいというふうに思います。

次に移ります。県の総合庁舎と大島庁舎の合築問題についてということで通告しております3点です。

この点では、先ほどの答弁を聞いておりますと、私はあの当時本庁の位置を決めると、少なくとも合併するのに本庁の位置をいわゆる将来任せ、県がつくろうとする総合庁舎の位置とするというのは、私は認識の違いかも知れませんが、基本的には先送りだったというふうに考えております。実は。

しかし、先ほどは、論議の結果そういう取りまとめになったと、しかしほいじゃあ今でも、ほいじゃ将来どこの位置かというたらあくまでどこにできるかわからん、総合庁舎の位置しか答弁ができんわけですよ。ほいじゃあ、どこへ決まったんかねちゅて言ったらどこへできるかわからんところが本庁よと、端的に言えばそういうことなんですよ。

それは、少なくとも議論の先送りなんですよ。それ、わかる人はだあれもおらんわけですよ、

そんな議論で。将来が決めることよ。ほで、場所ちゅたらどこかちゅってわからんから、総合庁舎の位置とするという結論なんですよ。ですから、議論不十分で突入したと言われてもしょうがない内容なんですよ。

ただし、私がきょう言いたいのは、やっぱり大事な点は理念は何だったのかという点が大事なんですよ。少なくとも、議論として小委員会で議論されたかもわかりません、法定協の中で議論されたかもわかりません。しかし、周防大島町の財政状況を抜きに合築論議をしたら無責任な議論になるというふうに考えております。

実際的に、周防大島町の実態はとしたら、合併したとしても、例えば起債制限比率が15ちょっと届かんぐらいのところくらいなんですよ、実際的には。起債残高も、4つの町が集まった状況の起債残高がそのままあるんですよ。

そうした周防大島町の財政抜きに、いわゆる合築という議論はこれは全くずれたと、議論だと言わざるを得ませんが、その辺はどういうふうに考えているのか再度聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 先ほどの答弁をいたしましたけれども、県の総合庁舎につきましても、先般4月28日の全員協議会でお話を申し上げました以後進展をしておられないわけでございます。

したがいまして、位置の決定につきましてもこれからが正念場になるかというように思いますけれども、合築につきましても、やはりそれから検討されるべきでありまして、今どの課を入れるどの課を入れるということもまだ私どもも考えておりません。

したがいまして、今後の県の動向を見ながら早急に私どもの対応を図っていきたいというふうに思うわけでございます。したがいまして、今広田議員さんの御質問でございますけれども、私どもといたしましては、できるだけ早く県の指導をいただきたいというふうに思っておるわけでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私も、思い違いがあったらいけませんので明らかにしておきたいのは、県の総合庁舎の位置というのは県が決めるべきことなんです。基本的には。県が、どこどこにしますと。

ほで、その規模は、例えば今でも県の職員が郡内におられます。そして、総合支所もあれば、例えばそこほかの、例えば土居とか土居口ですいね、それとか安下庄、安高にあったり、その辺がどうなるのか、また今ある、例えば職員数をどれだけ規模を残すのか、それまだ全くわかってないわけですよ。

その前に、余りにも前提として合築で議論すると、これは先ほど言うように変な話になるんで

すよ。県がどれほどの、例えば規模を残すのか、少なくとも18年ですか、17年後期、18年ですか、例えば大島郡の中に県の職員を何人残すかのベースがあって、箱物全体が出てくるんじゃないかというふうに考えておるんですが、その議論が県から全くないんですよ。

例えば、将来周防大島敷地内に県の総合庁舎をつくらうと思うが、県の職員は何人ぐらい置こうと思いますとか、そういう議論は全くないわけでしょう。それで、その前に合築合築ちゅうとられると。ほいじゃあ負担はどうなるかということになるでしょう。だれもが負担についてはわからないわけですよ。ほじゃけ、答弁できるとしたらいわゆるスペース割合ちゅうことになるんですよ。

ほじゃけ、私は少なくとも一体どのぐらいの経費がかかる、移転費用はどのぐらいかかる、それからいわゆるいろんな議論が開始される、それが私は筋じゃないかというふうに考えております。

その点も、やっぱり2回の全協の議論を聞いちょきますと、私もう非常に残念な議論でありました。ですから、私はその点でやっぱり費用負担の面とか、それを含めてぜひとも考えていくという点が大事ではないかと、財政論抜きには、財政論抜きには合築問題は協議の前進はないというふうに考えておりますが、その点で再度、一応念を押す答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 広田議員さんのおっしゃるとおりで、県の出先を我々が決定するわけにはいきませんので、県が決めるべきものであるというふうに思っております。

周防大島町は1町でございますが、1町にこうして県の出先を特別置くということは、この周防大島町だけであろうというふうに思っております。したがって、県の出先につきましてもこの整理統合というものが当然図られるわけでございますけれども、大島郡におきましては特に、先ほども議題になりましたが橋というもので結ばれておりまして、特殊地域であるということからいたしますと、他地域と違う面がたくさんあります。

したがって、県の出先につきましても我々もいろいろな要望をしております。特に、緊急災害時におけるそれに対応できる施設等々、あるいはまた避難場所、あるいはまた備蓄の倉庫等々いろいろ考えておるわけでございますが、県もそこらのあたりはやはり理解をしておるようでございます。

東南海、南海地震の危険地域であるということも十分ふまえながら、出先の施設をしたいということをお願いしておりますので、今後そうしたもので建設されるべきだというふうに思っておりますが、先ほど申したように4月28日以後私ども進展のないままおります。

したがって、合築合築と申しますけれども、県の出先を見ながら我々も検討したいという

ふうにお思っているわけでございます。したがって、今しばらく時間をいただきたいというふうに思います。それは当然のことで、財政の方は当然のことだろうと（ ）。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） じゃあ、そういう意味では、割と本庁の位置にかかわる議論は整理されてくるんじゃないかというふうに考えております。それから、ということです。

ほで次に、核兵器廃絶、平和の町づくりについて、町長自身が先頭に立つようにということで提起させていただきました。

その点では、先ほどいわゆる十分な答弁がありました。ですから期待しております。いわゆる、確かに言われるように私は今の答弁の中で大事な点は、議会も執行部も平和の課題については少なくとも力を合わせていこうという点が一番大事な点であります。

そしてまた、首長についても、そのときどきの首長がやっぱり町民を代表し実際的に、いわゆるあくまで代表する人ですから、そういう点では私は首長の責任は重いというふうに考えております。

また、先ほど言いましたように旧大島の河野町長並びに旧橋としての中本町長、そしてまた郡内久賀の町長さん、そしてまた東和の町長さんもそれなりに平和行進に対する実行、取り組みに対する評価や世界大会に対するメッセージなど、私も記憶しております。

そういう点では、他のいわゆる近隣市町村の中でもまじめに取り組んでいただいたというふうに評価しておりますので、ぜひ新町の町長としてもぜひともこの非核、核兵器廃絶、そしてまた平和の町づくりについては中本町長先頭にぜひ頑張ってくださいなという提言をしておきます。

最後になります。もう1点は、先ほど最後の項目としてきょう通知しておるのが火葬場の件であります。理念をやっぱり大切にという提言であります。

最初にお断りしておきたいのは、やっぱり旧大島町民の願い、旧町民を代表し、そのときの町長も当然理念的な要望強い部分であります。当然、特別委員会を中心にかなり議論されました。言われるとおりです。

ですから、そうした理念を再度大切にしながらやっぱり考えていただきたいというのがきょうの通知の内容なんです。ぜひとも、その辺を抜きに、もう1回こう旧大島町がつくっていった計画を再度見ながら、ぜひ議論を起こしながら見直し作業を進めていただきたいというふうに考えておりますので、その念押し答弁はどちらかお願いしたい。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） ただいまの大島斎場の建設についての再度確認をということでございますが、そのことにつきましては、今広田議員さん御指摘のとおり旧大島町におきまして

斎場建設調査委員会ですか、の報告書、こちらにございますがこういった成果品ございます。

この意を十分くましていただきまして、この斎場につきましては当然のことながら家族の方、親族の方等が最後に悲しみの中本当に、悲しみの中故人をお送りする施設でありますと同時に、周防大島町にとりましてもやはりこの現在の周防大島町、現在の周防大島支えてくださった方々を最後に町としてもお送りする施設でございます。そのあたりを十分配慮させていただきまして、対応させていただきたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、4点行わさせていただきました。ぜひ、私なりに総合計画の中にぜひ平和の課題を入れることや、そしてまた住民主人公の見地を貫くこと、それぞれ大事な課題ですので、きょうの一般質問の内容をぜひ行政執行の中で生かしていただきたいということを最後にし、一般質問を終わります。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 以上で広田議員の質問を終わります。

.....

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩いたします。15分間休憩をいたします。40分まで休憩です。

午後2時25分休憩

.....

午後2時40分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開をいたします。

次に、24番、尾元武議員。

議員（24番 尾元 武君） 先ほどの広田議員と重複いたしております。そういった中にも、私の方の見解の方からちょっと若干質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その前に、私の通告書の中で一部誤解があるといけませんので、内容としてこれは合併協議会の協議第11号であります新町の事務所の位置についての協定項目の確認で、ここだけちょっと、再度ちょっと済みません読み上げさせていただきます。

新町の事務所は、大島郡久賀町に置くことがふさわしいが、当分の間新町の事務所は大島郡大島町大字小松126番地2に置く。現大島町役場。現在の久賀町役場を久賀庁舎。大島町役場を大島庁舎、東和町役場東和庁舎、橘町役場を橘庁舎と称すると。

そして、付帯決議であります。新町の事務所は、改築後の県総合庁舎の所在地とする。ただし、新総合庁舎の完成までは大島郡大島町小松126番地2、現大島町役場とするということが確認されております。ということで、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

県の総合庁舎改築につきましては、3月18日、4月28日と全員協議会で報告がされ、意見が交換されたところであります。旧大島庁舎を本庁といたしまして、やっと軌道に乗ってきたところではあります。合併協議会においては付帯決議として県総合庁舎所在地の中に新町の事務所を置くことができました。

厳しい財政状況を踏まえまして、旧町で決められた事業は新町に引き継ぐとされていた中でも、その執行に当たっては規模の見直し等縮小傾向にあるのも事実であります。

人件費等合併効果は、定例会初日全協におきまして示されましたが、合併協定の付帯決議に基づき、改築後の県総合庁舎所在地に置くとなると相当に広い用地も必要となり、また用地問題以前に本町においても大きな財政負担となり、かつ義務的経費も大幅に増となります。少子高齢化が進む本町においてどう判断すべきか、現段階での進捗状況と町長の見解を求めるものであります。

また、総合庁舎と本庁プラス分庁分散の組織機構でスタートすることを決定した合併協は、むだなものはつukらない方向にのりもとでありましたが、付帯決議は、財政上全く裏腹であり、相反する事項が協定項目の中にあるのも事実であります。

住民感情も踏まえてのことであったと推測するところではあります。新町がスタートして8カ月、今の現状に直面しての見解を求めるところであります。よろしくお願ひいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 尾元議員さんの御質問にお答えをいたしますが、仰せのとおり先ほど広田議員さんの方にも御説明申し上げたわけですが、県の総合庁舎のその後の動向につきましては、広田議員さんの方にもお答えをしたとおりでございます。4月28日以後の動きは見られません。

いずれにいたしましても、早急に県の方針を出していただきまして、それに沿って対応していくことになろうかと思っておりますが、今後は将来あるべき周防大島町の行政組織機構の仕組みについても検討を重ねまして、それと並行いたしまして、合築する場合は建設費の負担や建設規模、場所の選定も含めまして、議会におかれましては十分議論を尽くしていただきたいと願っております。

以上簡単でございますが答弁とさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 先ほどから申しますとおり、新町がスタートいたしまして早もう8カ月という月日がたったわけです。で、相反するものと言いますかその付帯決議という部分が、その部分の中で私もただただいろんなことを推測もするわけではあります。まず将来は今の分庁分散というのは基本的に本庁式になるであろうと。これはやはり、今いろんな面

で不便を感じるどころ、そういったところが改められるのではなからうかというところもあるからではないかなと思うわけでありませう。

先ほど、県の総合庁舎ができたときにはそれにどの課を入れるかと、そういったこともおっしゃってらっしゃったように思いますが、だからその辺もまだ全く不明瞭な状況であると、そういうふう判断いたしております。

そういった中にも私が思いますには、やはり本庁方式というものを考えた場合には、ざっと全協の初日もちょっと資料がありましたけど、現職員数が378名と。そういった中で、総合支所部門をのけてざっと本庁に移行するのが約300名なんですな。

で、それが本庁式として一つにまとまるとなったらそれはまた大きな負担にもなるだろうし、またこの付帯決議の部分がその、どういうんですか、先ほど私が読み上げたとおりにある意味所在地に置くという部分がある意味合築なのかその敷地内なのか、その辺もまだまだ不明瞭な点もあるわけでありませう。

その辺も踏まえてのことではあるんですが、実際このたびの合併がどういった目的の合併であったかということでありませう。やはり、どこまでも避けては通れない、交付税に依存する各大島4町、その中にはこの合併、それも平成17年の3月をもって、特例債というものがしっかり有効にいただけるまでに何とかというときの合併協の会長は現周防大島町の中本町長であります。

やはり私も、その決議に至るまでの経緯として、合併というものが必要という立場であればこういった付帯決議をもっての協定項目というのは、私は一つの手段としてやむを得ない方法であったらうとも思うわけでありませう。

その協議が、実際全く財政的な部分では裏腹な形での協定項目と、先ほどから言いますように私は思っと思つてますが、いま一度ここでちょっとお願いしたいのは、この合協のときにこの協議第11号が慎重に協議されたとは先ほどからもお伝えいただいておりますが、このときの状況と言いますか、この付帯決議がなされたときの、それぞれ住民感情を踏まえてのこととは、そういった部分もあると思つてますが、こういった経緯の中でこういった付帯決議に至ったかという部分が若干でも御説明がいただけたらと思つてますが。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、尾元議員さんにお答えいたしますが、やはり先ほど申し上げましたように、4月28日以降県の方からの御指導がまだないわけで、位置をどこにするかということも決定をしておりますけれども、やはりなぜ県の庁舎と合築するかと私ども思っておりますと言いますと、やはり県のひさしを借りながらその傘下に入ることが好ましい方法もたくさんあるわけございまして、いふなれば県の方からも雑談の中で話を伺ったんですが、それの中に県民ホールというものをつくれればこれは町村も使える、両方に併用できるじゃないかとい

うようなこともございまして、私どもそれならそうしたことで町がつくらずに済むんじゃないかというようなことからいたしまして、合築もいい方法じゃないかというふうに考えておるわけでございます。

したがいまして、位置の決定等々今後いろいろと県の方からも、何と言いますか山大の先生を連れてこられていろいろ調査するというようなことも伺っておりますので、いずれは位置の決定があろうかというふうに思っておりますが、今しばらく県の出方を見たいというふうに思っております。

それから、合併につきましての位置の決定についてのいろいろの取り組みがあったんじゃないかということでございますが、やはり大島郡4町といたしましては、やはり合併は避けてとれない道であったというふうに思っております。

今、近隣におきましては合併しない町村がございますが、職員給与のカット等々いろいろこう行われておりますが、本町におきましてはそうしたカットもなく、職員の給料のカットということもやらずに今進んでおるわけでございます。したがいまして、合併というものはいい方向であったというふうに私は思っております。

総務課長の方から、今までの話してもらえんかね 総務課長の方から、流れについては説明()あ、総務部長の方ですか。

議長(新山 玄雄君) 村田総務部長。

総務部長(村田 雅典君) 新町の事務所の位置ということで、合併協議会における協議の状況ということでございました。議事録そのものがあるわけでございますが、議事録に載らない部分のところでは相当これの駆け引きがあったと言いますか、動きがあった状況であります。

当日の議事録は、最終的には午後7時ぐらいまでかかったと記憶しておりますが、その間には当初、この新町の事務所の位置ということで付帯決議がつかない状況で12月の合併協議会に出した経緯があります。

その段階で、それぞれ4つの町が一緒になるわけでございますから、やはりそれぞれ4町ともいろいろな思惑があると、議員さんにも思惑があるということでございます。その中での調整ということで、提案されたものに対して御理解が得られないということでございましたので、旧町ごと4つの班に分かれましていろいろそれぞれ協議検討をしていただきました。

したがいまして、私ども事務局の、私も当時事務局おりましたけれども、事務局の職員も旧4町に分かれてついていきましたので、4つの中身がどうだったということにつきましては4人の言葉じりを合わせないと調整ができないという状況であります。いずれにいたしましても休憩を何度か挟んで持ち寄り議案、あるいは、持ち寄り議案と言いますか持ち寄り調整案をやってはまた旧町ごとに分かれて調整、また持ち寄ってまた休憩を取って調整というような形で、傍聴

された町民の方相当の数いらっしゃいましたけれども、ほとんどが休憩に時間を費やされたという経緯でありました。

それほど、この調整が難しかったということで、最終的には休憩を挟んで繰り返し繰り返し調整と、調整ということで、最終的な決断としてこういった形の付帯決議をつけて満場一致の確認をいただくという経緯でございました。

詳しく説明しかねるともございますが、そのあたり御理解いただきたいと思います。
議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 合併協議会、まさに本当にある意味合併を目的とした部分も、目的で避けては通れないという部分で何とか協議、中に成立したいという思いの中も多々あったことと思います。

私も、合併に賛成の立場で傍聴にも行かしてもらった中、いろいろと議会でも述べさせていただきました。そういった中で、そのときはどこまでもある意味新町建設、立ち上げてその中での新しい町のスタートというものが目的でありました。

8カ月たった今、今度はいろいろ不測の事態もあったとは思いますが。財政的な基盤の充実という、本来の合併の目的の中に今に至っております。今このときに、今度はこういった判断をすべきなのか、そういったときに何を主体に考えていくのがよりベターなのかということもただ私も思うわけでありまして。

合併協議の時点というのは、どこまでも、先ほど言いましたように住民の声、拡張の融和を図るがための一つの方法として付帯決議というものが私はなされたと、自分では思っております。

今度、そしてまず今のスタートに当たりまして、今度は主体にするべきものはやはり財政事情、そういったものをしっかりと、しっかり基盤を持つ中に新しい町がスタートする、その方向には義務的経費部分というの、ただただ削減の方向の中にあるものをしっかりと使うていこうというのが、今スタートした本来の姿ではないかなと感じるところであります。

これからも、どんどん県の動向を踏まえてこういった所在の協議もなされ、また用地のことも町の方に要請があることと思います。全協等を開いて、ぜひとも議員の声も、またそしてしっかりと今後の動向を踏まえた中に報告いただきたい。その旨を、しっかりとよろしく願いたいところでありまして。

最後になりますけど、とかく今私たちが在任特例をとらずに56名が26名になりましたと、そういった議員として、また合併時に全国的にも見本となるていうような、ただただそういった言葉でこのたびの合併に望む4町の議員の姿が賞賛されるわけでありまして。

これは、何がどうしてそういった賞賛の声をもらうんだらうと。私たちは、私もそのとき議員でありましたけど、財政事情を考えれば当然のことだという、4町の各議員の思いというのは一

つであったと思うわけであります。そこに何ら、そんなに深い協議も何もありませんでした。

じゃあ、そういった思いを持って新町がスタートをした中に、今度はそういった財政基盤の充実という部分は今本当に、真剣に考えられるときじゃないかなと、そういうふう感じております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

これをもちまして私の質問終わります。ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 以上で尾元議員の質問を終わります。

.....

議長（新山 玄雄君） 次に、1番、安本貞敏議員。

議員（1番 安本 貞敏君） 大きくは3点ほどお尋ねさせていただきたいと思ひます。後ほど、まだ通告者の方がおられますので、少し早口で申し上げるかもわかりませんがお許しをいただきたいと思ひます。

まず1つでございますが、伝承文化の継承ということでお尋ねをさせていただきます。周防大島町管内では、古くより価値感の高い重要な文化、踊りとかあるいは歌とかこういったものが各地に残されておるわけであります。このような、先人より語り継がれた多くの物が高齢化の進む中で忘れ、すたれようとしております。

情報技術処理の進む今日におきまして、継承、あるいは保存をして残すことはできないものであろうかとお尋ねするわけでございます。さらには古文書、あるいは古文書、こういった歴史を語る貴重な書が永久保存するための方策としては何かよいものはないかお尋ねをさせていただきます。

2つ目でございます。交通災害共済事業への取り組みについてお尋ねをいたします。平成17年度における交通災害共済への加入状況について、教えていただきたいと思ひます。さらには、今までの加入推進方法と今年度の加入方法について違いがあればお尋ねをさせていただきます。

それと3つ目でございます。周防大島町内にあります、町営の温泉の入浴施設への入浴料金の差異があるように思われます。今後におきまして、統一した価格にはならないものであろうかお尋ねをいたします。

もう1点、「潮風の湯」竜崎温泉の経営状況についてと、今後におきます取り組みについてお尋ねをさせていただきたいと思ひますが、余りこう課題が大きいようなので少しミクロに4つだけ分けてみましたので、申し上げてみたいと思ひます。

1つは、竜崎温泉の工事の進捗状況について、新築部分と改修部分の工程はどのようになるのか、あるいはまた、期間中の集客対策というのはあるのかお尋ねをいたします。現在の料金制度は、不公平な料金制度になっていないのかお尋ねをいたします。

3つ目でございます。新装オープンする竜崎温泉は、利用者が利用しやすい施設にすることが大変重要であります。これまでの経験を生かして、お客のいわゆる動線と、いわゆる動く線でございますけれど、これをシミュレーションして設計していると思っておりますけれど、どのようなシステムになっているのかお尋ねしたいと思っております。

4つ目でございます。現在の入浴料金が、既に制度上700円が350円に価格破壊が生じておると思っております。完成後の入館料金、最高で500円程度のワンコイン程度の温泉入浴と歩行浴が利用できるトータル料金とすべきだと思っておりますけれどもいかがなものでございましょうか、お尋ねをさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 安本議員さんの3番目の竜崎温泉につきまして御説明をいたします。

竜崎温泉の、入浴料の料金につきましての御質問でございます。町内におきます入浴施設の料金の格差があるけれども、これは統一していただけないかとの御質問でございますが、ながうらの潮風呂が今500円でございます。それから、東和町のゆうゆうランドが500円でございます。竜崎温泉は今700円となっておりますわけでございます。

私は、入浴施設の料金は、基本的には各施設は旧町での思いや考え方、あるいは特徴等がありますので格差があってもいいんじゃないかというふうに思っておるわけでございます。

今後は、先ほどからもありましたが指定管理者制度を導入いたしまして、利用料金は条例の定めるところによりまして指定管理者が定めることができるようになりますので、そのようになるだろうというふうに思っております。

竜崎温泉の今後におきます経営状況と取り組みについての御質問でございますが、今後いろいろのイベントを企画しながら、入浴者数の増加を図ってまいりたいと思っております。

また、最近厚生省等々で言われておりますけれども、リハビリとして温水プールが大変効果があるということから、医療行為としてこれを利用する方法が考えられておるようでございますので、その方からも多分例の温水プールにつきましては利用があるだろうと、多くの利用があるだろうというふうに思っておるわけでございます。

そういたしまして、そうした面いろいろな面で町内外にPRをしながら、この竜崎温泉の湯の発展のために、経営状況をよくするように努力をしたいと思っておりますので、今後とも御協力御支援を賜りたいというふうに思っております。

あとの2点に、文化の発展振興とか、その他交通災害共済につきましては担当の教育長並びに課長の方から答弁をさせます。よろしくお願いたします。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 安本議員の伝承文化の継承についての御質問にお答えいたします。

伝承文化の継承につきましては、各地区固有の伝統文化でありますので、文化財保護審議会委員の御意見を聞きながら、保護、保存、継承に努めていかなければならないと思うところであり
ます。

伝承文化の中の伝統芸能については、町内の無形文化伝承活動団体として、大島地区の日見岩
戸神舞保存会、久賀地区のなむでん踊り保存会、西神社神楽保存会、引山太鼓保存会などが挙げ
られ、現在も活動中であります。

しかし、議員御指摘のとおり、少子高齢化が進む中、保存活動を続けていくことは大変困難な
状況になっており、教育委員会としても各団体と連携を取りながら指導者や後継者の育成に努め
てまいりたいと考えております。

伝統文化の保護、保存の面から言えば、芸能等の冊子や映像の作成であります。橘地区では
橘町史編さん委員会が、昭和52年から昭和58年にかけて橘町文書史料集を8冊刊行してあり
ます。その中に、方言、民謡、古文書などを収録しております。また、平成16年には亥の子、
盆踊り歌等の楽譜入りの小冊子も作成しております。

久賀地区では、昭和56年に久賀町民俗資料保存会が「久賀の民謡」を刊行し、祝い歌、舞踊
歌、作業歌、わらべ歌等を収録しております。

東和地区では、平成16年に町ふるさとづくり実行委員会が祝い歌、舞踊歌、作業歌、わらべ
歌、亥の子、盆踊り歌等の楽譜入りの冊子「歌い継ぎたいふるさとのうた」を刊行してあります。
また、この冊子には周防大島町内の亥の子の歌も大方収録しております。

映像の保存では、東和地区では平成3年に15地区の盆踊り歌、地区内の伝統芸能等の年中行
事をVTRに記録収集し保存しております。

次に、古文書の保存についてであります。行政文書については各庁舎倉庫に保存してありま
す。町誌編さん時に、収集や寄贈による一般古文書については、各地区の歴史民俗資料館などに
保存しております。

今後とも、伝承活動の支援に努めるとともに、古文書などの貴重な資料につきましても資料が
散出しないう、調査していきたいと考えております。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 安本議員さんお尋ねの、交通災害共済の加入状況及び加入推進方法
についてお答えさせていただきます。

本交通災害共済事業につきましては、万が一交通事故による災害を受けた町民を救済し、もっ
て町民の生活の安定と福祉の増進を寄与する目的で取り組んでおります事業であります。

合併後、新町で初めての交通災害共済の加入申し込みについては、基本的に行政連絡員を通じ

て申込書に世帯員全員の住所、氏名及び生年月日を印刷した用紙を各世帯へ配布し、加入申込書と会費を添えてもよりの総合支所等へ直接本人または代理の方に提出いただき、加入の受付を行いました。

合併前の旧各町では、婦人会や行政連絡員等に取りまとめを依頼し、1人当たり30円から40円の徴収手数料を支払っておりましたが、本年4月から個人情報保護条例が施行され、生年月日や共済の加入状況等の個人の情報を保護する観点から、また徴収会費の過不足等のトラブルの発生する可能性もあり、申し込み方法を変更させていただきましたが、今後は高齢者等で申し込みが困難な方々の対応につきましては、よい方法を検討させていただきたいと思っております。

なお、本年度の本共済の加入状況につきましては、子供540人、大人5,458人、老人4,993人、合計1万991人で、加入率で申し上げますと49.1%でありました。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 竜崎温泉「潮風の湯」の件でございますが、工期につきましては来年の3月20日を予定しております。しかし、着工が当然4月ごろからやる予定でしたが、連休に入るとかそういう関係で5月にずれ込んでしまいました。そのために、少し工期についてはおくれると思っております。

新築のオープンにつきましては、新館の方は来年の3月をオープンを予定しております。それから、プール、すべて旧館とあわせた、プールとあわせてまたグランドオープンというのは7月ごろを予定しております。

その間の改修中の件ですが、3月オープンしてから旧館の今男女の湯がありますが、それを壁を取り除く工事をする必要があります。そのために、一時的に何日か休館をする必要があろうかと思っておりますので、そのときにはお客様には迷惑をおかけしますが、事故のないように十分配慮して行いたいと思っております。

また、入浴と歩行浴プールの料金とかの設定につきましても、現在まだ検討の段階でありますので申し上げられませんので、御了解いただきたいと思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 安本議員。

議員（1番 安本 貞敏君） 安本です。伝承文化というのは非常にこう、口でこそ語りよいものですがけれども、しかし昨日のある新聞にも久賀のなむでん踊りのことがちょっと出ておりましたけれど、ああいった県の無形文化財に値するようなものがほかのまだ3町にも、旧3町にも私はあると思っております。

こういったものの、昔、なかなか聞いておると非常にこう懐かしいと言いますか、非常にこう昔を思い出すような心を揺さぶられるようなものがあるわけでございますので、ぜひともひとつ

まだそういう人にお伝えできるような方が、まだ指導者がおられるときに、ぜひともひとつその辺を何かの形で残しておいていただきたいというふうに思います。

2点目の交通災害共済の件でございますけれど、私の実は近くに90歳過ぎのおばあさんが、それはまあ元気で毎日頑張っておられます。その方が、ことしは交通災害共済の申込書を集めにこのじゃが何でじゃろかということがあったわけです。

確かに、私もプライバシーと言いますか個人情報の問題がありますので、そういったことも話もしたわけですが、この周防大島町合併前には負担は最低にサービスは最高にと言いますか、こういったことをうたっておったと思います。

やはり、かえりみますと、私も山奥の方に住んでおりますけれどもまだ私よりも山奥の方、あるいは交通に不便な方あたりが、バスに乗ってタクシーに乗ってわざわざ支所へ申込書をするというような、非常に私は無理なんじゃなかろうかなというふうに思います。

先ほど、お伺いしますと約半分に落ちておるということになるわけですが、私どもの近くのおばあちゃんはいわゆる地元の婦人会、あるいは農協の女性部がその回収に行ったときに、一つのお守りじゃから、これでひとつ1年間また頑張ろうねということでそこで会話ができて、そしてそこに一つのきずなもできて話ができて毎日元気にやっておったということですが、今年度はそれがなかったということで非常に寂しい思いがしております。

これは、ちょっと余計なことになるかもわかりませんが、せめて今まで入っておられた方にだけでも、町の職員さんが窓口で電話をされるとかいうことはできなかったかな、婦人会とかいった組織に頼らずに、こういったことも私は前に出ていただきたいというふうに思います。

役場じゃから、役所じゃからでいうことじゃなくて、少しその辺は高齢化が進む中で思いやりを持って私は進めていただきたいと、こういうふうな気がいたしますけど、2点目についてもう一度お願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。

私どもも、17年度から徴収、今までとはこういうふうに変わりますよというPR不足もあったかと思います。そういうようなことで、18年度以降につきましてはいま一度合併前の各地区の状況をつぶさに把握、再度確認してみたいと思います。

それと、合併前の問題点とか、あるいは今回の状況、それから今後の課題というようなことを踏まえて、次年度以降の取り組みについてはできるだけ町内統一したやり方で、高齢者の方々がやっぱりこの交通災害に一人でも多くの方が加入できるように努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 安本議員。

議員（1番 安本 貞敏君） 最後になりますけれど、竜崎温泉の入浴料のことについてもう1点お尋ねさせていただきませうけれど、先ほども申し上げましたけれど、入浴料金1枚買えば700円、10枚買えば500円、100枚買えば350円ということになっておろうと思いません。

こういった、たまに行ってふるへ入ろうかという方が700円、なかなか今非常に厳しいときでございますのでまとめて100枚も買うということとはできない、あるいは50枚もということにならない場合には、非常にここら辺の不合理と言いますか不公平と言いますか、それが私は感じられるわけでございます。

当時、私らもその条例に賛成した者の一人として、いわゆる反省の立場に立ってこの辺をどのように今後、歩行浴あたりを含めたものでどのようにお考えになっておるか、再度お願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 中原商工観光課長。

商工観光課長（中原 忍君） お答えをいたします。御存じのように、今公共施設3棟あるわけでございますが、今指定管理者制度等の問題が出ておりますので、その辺の中でもう一度よく検討をしてみたいというふうには思っております。

3つの施設が1つに、1町になったわけでございますんで、不公平感があってはいけないというふうには思っております。検討させていただきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 以上で安本議員の質問を終わります。

.....

議長（新山 玄雄君） 次に、23番、小田貞利議員。

議員（23番 小田 貞利君） 3点ほど質問させていただきます。旧4町においては、各町の借り上げる用船料がまちまちでありました。また、用船料以外の使用料等につきましても同様に格差があったと思います。新町になり、それらの調整は整い、統一されているのかどうかをまず質問いたします。

次に、種苗中間育成に対する町の補助金についてですが、旧大島町分については予算がされており、旧東和町分については予算されておりません。種苗の中間育成は、漁業者が少しでも魚をふやしたい、そんな気持ちで取り組んでいる事業であります。町の事情もあろうかと思いますが、平等に予算されるべきだと考えております。今後の町の考え方、方針をお聞きいたします。

最後に、総合支所についてですが、総合支所の役割分担は明確にされているのでしょうか。また、そこで働く担当の職員がその役割をよく理解し、適時予算を執行し、住民のニーズにこたえられているかどうか。

以上の3点について質問をいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 小田議員さんの御質問、私は最後の総合支所の役割分担についての答弁をさせていただきます。あとは、担当部長の方で答弁をいたさせます。

御案内のとおり、昨年合併をいたしまして旧町の役場庁舎があったところにおきましては、住民の生活に不便を生じさせないために総合支所を置いたわけでございます。総合窓口部門、地域支援部門を設置をしたところでございます。

御質問の、役割が明瞭にされているか、住民のニーズにこたえられているかという点につきましては、合併後におきまして定期的に総合支所会議を開催をいたしまして、本課からの要請事項や住民からのいろいろな要請に対しまして、的確に対応できるような調整会議を現在しておるところでございます。

しかしながら、4つの町が1つになったわけでありますので、そのすべてが皆さんが満足のいくような結果になっていないものがあるろうかとも存じます。4月に開催をいたしました自治会長集会や行政連絡員集会においても、それぞれの担当課の取り扱いに差異があるわけでありますので、実情を説明して御理解をいただいたところでございます。

ことに、住民のほとんどの方が直接影響する総合支所につきましては、可能な限り御迷惑のわからないよう、総合支所設置条例施行規則によりまして事務分掌を定めまして、万全の注意を促しているところでございます。

業務は、支所としての役割、それから本課へのパイプ役、地域住民の相談受け付けなど多岐にわたっておるわけでございますが、今後もさらに地域住民の要望にこたえられるものにしていきたいと考えております。

そうしたことから、皆さん方のお気づきの点がございましたらぜひ御指摘御批判をいただきまして、御理解をいただきたいというふうに思っております。

あとは、担当部長の方で答弁させていただきます。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 小田議員の1点目の質問であります用船料についてお答え申し上げます。

一般の方が所有しております船を、業務推進のために町が借り上げるケースはいろいろございます。選挙の際の投票箱の送致、離島航路の代替船、水産課あるいは建設課におきます海上の検査、あるいは種苗放流の際の借り上げなどであります。

議員御指摘のとおり、この借り上げにつきましては、4町が合併する際現行のまま新町に引き継ぐ、あるいは随時調整するという事で確認されておる事項でございまして、取り扱いがまち

まちでありました。

17年度以降につきましては、タコつぼ投入や漁礁沈設予定箇所決定のための、水産課が借り上げます用船料につきましては統一をさせていただいております。また、投票箱等の送致の関係でございますが、この借り上げについては1カ所のために調整を要せず、また離島航路の代替船の使用料につきましては航路によって差異がございます。これは、船の運航距離や回数によって旧町時代に代船料が決められたものでございまして、そのまま引き継いでいるものであります。

したがって、この統一についてはその事例ごとに対応しなければならないのではなかろうかと思っております。

また、そのほかの取り扱いについても4町がまちまちであり、調整を要するものが多数ありました。可能な限り、それぞれの担当部署で調整に努めておりますが、今までの実績や慣習等がございまして、すべてが整ったとは思っておりません。17年度予算が、周防大島町としての初の通年予算でありますので、その予算の中で取り扱いの調整をしていくことになろうかと思っております。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 小田議員の種苗中間育成についての御質問にお答えいたします。

当事業につきましては、これまで旧町におきまして、各町各様の取り組みがなされてきておりました。このため、その実施方法等につきましても、旧町ごとでさまざまな点での相違があったと聞いております。

本年度の予算作成に当たり、合併間もない時期の予算編成作業となったため十分な調整機関がなかったということから、本年度についてはあくまでも経過的な措置、試行的な形として、前年度の実施状況等を踏まえながら可能な範囲での調整を行い作成したのとなっております。

このため、当事業にかかわる中間育成の補助金につきましても、このような経緯から予算措置として種苗放流事業と中間育成事業を一体的にとらえた措置となったということをご理解願いたいと思います。

今後の方針といたしましては、以上のことを踏まえ、各漁協の御意見もいただきながら必要な改善を行っていかねばならないと考えております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 1点目、2点目とも、17年度は仮の措置であると、17年度中には変えていけるものは常時調整をしていき、18年度以降は考えていきたいというふうに理解しました。ぜひ、公平な立場で予算編成に当たっていただきたいと思っております。

3点目の総合支所についてですが、当初予算で350万円ずつ、東和、橘、久賀、大島と予算

措置がされていると思います。そういった中で、各町ごとに、各総合支所ごとに予算されている予算の使い道と言いますかね、そういった部分が今までになかった事業に使える部分、今までであった事業がなくなった部分と、各旧4町時代とは大分違った部分、また総合支所が始めて持った予算というようなことで、かなり戸惑いがあったように思います。

少なくとも、3月時点におきましては、与えられた予算をどのように使っているかという部分が、総合支所の中で理解されてなかったんじゃないかというふうに思いますが、その予算的な部分についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 合併後の16年度予算は、御存じのとおり期間が非常に短いということでありまして、総合支所での独自の予算というのが非常に少ないという御指摘も3月の定例会でも受けたところでございます。

また、新年度につきましては、各総合支所に独自の予算をとということでございまして計上いたしました。今議員御指摘のように、4つの総合支所間で若干まだすり合わせが十分でなかったという形が4月当初にはあったと思います。

その後、各総合支所長さん、また支所の担当次長さん、担当者を集めまして十分なすり合わせが行われ、今現在は大体4つの総合支所で同じような取り組み、足並みがそろっておるのではないかと考えております。

ただ、住民の皆さんからの要望が、旧町の地域からと言いますか、そういうものが若干あるように思いまして、従来の各町での取り組みがやはりまだ少し、各総合支所への要望にあらわれておるのではないかと考えておりますが、できるだけ同じような対応ができるようにということで、各総合支所長さん方はたびたび4つの総合支所のすり合わせを行っているというところでございます。

また、予算のことでございますが、そういう形で住民に一番身近なところでの対応を総合支所が担っているわけですので、そこで予算が不足ということになりましたら、当初予算でもお答えしたと思っておりますが、できるだけ補正を計上し対応ができるようにしてまいりたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 4月当初では、なかなかうまく理解されていなかったのも、今現在では理解されてスムーズにいきつつあるというふうに認識しました。

それと、予算的な部分はそれでいいんですが、先ほど町長の答弁にありましたように、各総合支所、総合窓口班と地域支援班があります。暮らしのインフォメーションというやつで、各個人の家にも配布されてると思うんですが、これによりますとほとんどの業務と言いますかね、問題

点が総合支所で解決できるというような認識だろうと思います。

また、それが必要であると思いますが、実際は各総合支所に行きましても、その問題点が起きましたら担当の課じゃないとわかりにくいといったようなことが現実にあるかと思います。

それではまた、せっかく合併した意味が不便になるというふうにとられがちだと思いますので、仮にその窓口の担当の職員がそういったことにわからないことであってもわかりましたと、すぐ担当の職員と話をしてすぐ答え出しますと、そういったような対応をしてほしいと考えております。いろんな面で、そういった部分が出てくると思いますが、そのそういった部分は現実に今そういう情報入っておりませんか。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 小田議員の言われるように、例えば総合支所の窓口で原課でないといけないとかというような対応で、住民の皆様にご迷惑かけたという情報は確かに聞いております。

したがいまして、総合支所におきましてはできるだけ住民の方が不安を抱かせないような対応をしてほしいというお願いを、先般部長会議においてもお願いしたところであります。

今後また、定期的にそれぞれの総合支所の支所長会議等もございますので、その都度またお願いもしていかなきゃいけないし、職員に対しても理解を求めていきたいというふうに思っています。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 総合支所がその総合支所の役割を十分に果たせるよう、単なる出張所と言われることのないように、人員配置、職員指導を含め執行部には最大限の努力をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で小田議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 次に、7番、杉山藤雄議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 最後になりました。私は、農業振興について御質問します。特に、閉塞感のある農業振興のために、構造改革の特区の導入についてのお考えをお願いいたします。

先般、合併の祝賀会の席で、新町の町花町木にミカンの花の木と、花は、町花は花、町木は木が選ばれました。周防大島の町と言えば、ミカンの町というイメージがいまだ多くの人に愛され親しまれていることが改めて強く印象づけられました。

本町の基幹産業といえば、かつては東京市場でもすばらしい勢いを持っておりましたが、今はいろいろな事情で大きく後退はしておりますが、やはりミカン農業は本町の大きな柱であります。このミカン農業を中心とした農業振興を図るためには、やはり本町の特性を十分に取り入れた本

町の独自の農業振興対策が必要と思われます。

国あるいは県から示される事業の基準とか、あるいはその他いろいろな様式では、なかなか生産農家、あるいは地域の営農組織にすんなりと受け入れられることは非常に難しい、面的な面でなかなかその事業が広がっていきにくいのが現状であります。

地域で考え地域でやれる、いわゆるやる気、よくいわれるやる気のある町へはどんどん国なり県なりが支援していきますよというようにいわゆる構造改革の認定を受けて、そして農業者なり地域の営農集団が仕事が生き生きとしてできるようにやる必要があるではないかというふうに思っています。

農業従事者は、高齢化とともに年々減少しており、一段と厳しい現状になっております。この高齢化の人たちが、高齢者の農業従事者が元気で生き生きと、本町のモットーであります元気、いきいき、にこにこのように、農業と取り組める体制づくりをすることが今急務と考えます。

資料に示しております下記の5つの課題に対しても、農業改革特区の構想で地域で考えて、地域の受け入れやすいような状態で農業者へ提供すれば、もっと生き生きした農業が展開できるんじゃないかというふうに考えておるところであります。町当局の、そこら辺に対する構造改革特区の取り組みをひとつ、の考え方を御披露をお願いしたいというものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 杉山議員さんの構造改革特区の導入をどのように考えてるかという御質問でございます。

前回は、そうした御質問があったように思っておりますが、農業・農村は食料を中心といたしまして、農産物の生産及びその安定供給という基本的な役割を果たしております。住民の経済や生活安定に貢献をいたしております。

一方、近年のめまぐるしい社会経済の変化の中でありまして、業界における競争の激化を招き、生産者にとっては大変厳しいものがあると思います。とりわけ、本町におきましては先般町花町木にもミカンが選定をされましたが、柑橘が農業の基幹となっております。

担い手の減少、高齢化の急速な進展に加えまして、柑橘栽培における隔年結果の拡大や消費者の嗜好の変化、あるいはまた近年では有害鳥獣等の被害による不安定な農家の所得、さらには不況下におけるデフレ傾向の経済の情勢の中におきまして、市場価格の低迷等農業を取り巻く諸状況は多くの課題に直面しておるのが実情でございます。

お尋ねの、構造改善特区の導入をどのように考えているかということでございますけれども、1の有害鳥獣防止から5番目の農村と都市住民との交流促進についてであります。3月の定例会、今申しました杉山議員さんの方の一般質問でも、構造改革特区については答弁をいたしまし

たけれども、周防大島町におきます新町の総合計画を推進するに当たりまして、施策横断的な取り組みが必要であり、農業分野ばかりではなくて、環境分野、あるいはまた教育分野等幅広い項目の洗い出しから行いまして、山口県と協議を行いながら総合的に検討することによりまして、有効な構造改革特区とすることが望ましいのではあるまいかという回答をいたしたところでございます。

その後、農業分野も含めまして各分野につきましては、県とも協議を行い、近々構造改革特区についての打ち合わせ会を行うということでもあります。そういうことで県とも御理解をいただいております。

本年3月に政府は、新たな食料・農業・農村をめぐる情勢の変化に伴いまして、平成12年3月に策定をされました基本計画を見直しております。今後、重点的に取り組むべき課題や施策を明らかにする食料・農業・農村基本計画がされたところであり、町といたしましてもこの基本計画に基づきましてより積極的に農業振興に取り組んでまいりたいと考えておるわけでございます。

今後におきましても課題はなお山積をしておるわけでございますが、農業の持続的発展ができるよう県とも、あるいはJA山口大島との関連機関とも協議をしながら鋭意努力をしてみたいというふうに考えておるわけでございます。

以上で終わります。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 3月の議会でも特に有害鳥獣に絡めて特区の一般質問をしたわけでありまして、そのときの御回答もいただき、今町長からも再度御答弁がありました。

私は内閣府構造改革特区担当室というところのインターネットを見よるんであります。もう全国から今回8回目の特区申請が出ております。8回目ということは、5月の9日から5月の19日の間で61件、その構造改革特区の許可の審査をやっております。その中を見まして、特に私は百姓の方に興味があるから見たんですが、百姓に興味があるものが10件出ております。

10件の内訳で、有害鳥獣に関するものが5件、有害鳥獣については長野県の坂井村、香川県は県全域、鳥取県も県全域、大分県も県全域、長崎県も県全域で特区の申請を出しております。

それから、グリーン・ツーリズムとアグリビジネスの関係、いわゆる都市と農村の交流の関係で特区申請をしております。それが5件あります。長うなるけこのことは説明しませんが、中身については、あれは見たらすぐわかりますから、しっかり見たもらいたい。

私が言いたいのは、3月の答弁でもそうでありましたが、今回のときでも全体の特区構想いろいろ教育とか、福祉とか、いろいろな面での構造改革特区の取り組みを検討するのも大事でしょうが、部分的にこういうことが今一番急がれるよというようなものを申請するちゅうか、そう

いう認可の申請は行政のプロにそういうことを言うのも釈迦に説法かも知れませんが、それは教育特区とか、どぶろく特区とか、いろいろ面白いのもありますし、それから、福祉じゃったら、ボランティア輸送特区とかかいうような部分的なものも結構61の中には表題だけはとっておりますが、私は農業につきましては、はあ待っちゃったら山は荒れてしまうし、そして後継者はおらんし、そこに5項目ほど書いておりますが、あんまり待っちゃっやどうもならんから、農地法を中心とした現在のいろいろな規制がありますが、農業振興のためには、

特にこれからの農業の基本方針は担い手の育成と確保と、農業の担い手ちゅうのは60ぐらいで終わるんじゃというようなことを既にどんどん書いております。わしは大島郡の農業が60ぐらいで終わりじゃったら担い手はおらんようになってくると、大島郡の場合は、担い手は70も、80以上ちゅうのは無理かも知らんが、70歳じゃったら十分担い手でいけるんじゃと、そういうような大島郡の実情としたら70台ならバリバリですよと、そういう担い手の特区と、担い手の特区ちゅうのはおかしいかも知らんが、東和町の方に行くと100でも現役ちゅうような人がおるような新聞にも出りますが、大島郡の農業振興するためには、こういう農業なら農業に関してものを大事に育てるちゅうか、保護するちゅうか、別な面からいうと、そういう国なり県が示してくる法律ちゅうか、決め事を大島郡は特区として緩和してもろうて、そして振興していかんと、今後あれにも引っかかるこれへも引っかかるて、大島郡じゃ何にもでけんあというようになってしまうことを非常に危惧するものの一人であります。

そういう意味から、教育の問題、福祉の問題、いろいろな面で、すべての面で特区の考えも必要と思いますが、私は目の前にきておる山は荒れ放題、百姓は皆年を取っちょる。これじゃどうしようもならんけ農業の問題については特に急いでもろうていろいろな網のかかっておる規制を大島郡なりに緩和してもろうて、もうちょっとでも生き生きした農業が展開することを希望しておるわけであります。ひとつどうぞよろしくお願いいたします。

以上、質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で杉山議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。15分ほど休憩をいたします。4時10分まで休憩します。

午後3時53分休憩

.....
午後4時08分再開

議長（新山 玄雄君） おそろいようですので、再開いたします。

日程第2．議案第9号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2、議案第 9 号平成 17 年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事（東枝 5 工区）の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第 9 号平成 17 年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事（東枝 5 工区）の請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

本工事は、去る平成 17 年 6 月 17 日井森工業株式会社外 8 社で指名競争入札の結果、5,400 万円でユタカ工業株式会社が落札をいたしました。消費税を加えました 5,670 万円でユタカ工業株式会社と工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容につきましては、周防大島町大字東安下庄地内で特別養護老人ホームオレンジ苑から竜崎温泉までの間の下水道管路 150 ミリを延長 599 メーターと 75 ミリの管路、延長 617 メーターを施工するものでございます。この工事が完成すれば竜崎温泉周辺の下水道の接続が可能になるというものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） 今回参考資料として提出されております業者によって入札が行われたということですが、私は常々できるだけやっぱり一つは入札の際の、何と申しますか、競り合いと申しますか、いふなれば競り合い、入札の競り合いが非常に大事だと、その点は一つの契約において町としての悪いものではないが、いふなれば競っていったそん中での節約という意味でやってきました。

今回指名審査会で 9 社を指名しておりますが、実際的に指名願いはかなりの数出ちよるんじゃないかと、指名願いのものは、こういう言えば指名審査会の方にこういう工事についてうちは資格ありますよという指名願ひ、これはかなりあると思うんですよ。そん中で 9 社に絞ったということであろうかというふうに思いますが、私はこの点でいつも疑念に思うのが、いつも同じような業者が入ったら、せっかくその方向が逆にならぬんじやなかるかという疑念があります。と申しますのが、県内大手と申しますか、それと郡内周防大島町内の大手ということでやると、一番こういう入札予定価格を事前公表制度にとっては、いふなれば話し合いをしてくださいよと、業者数が少なければ少ないほど、いう側面が実は客観的にはあるんですよ。そういう中で私は大事な点は指名審査会でどれだけ指名の際に業者を入れていくかという点も私は大事な側面があるというふうに考えております。その点で指名審査会できちっと何を基準に今回 9 社に似絞ったのか、まず第一の疑問点であります。

それと、予定価格について、一定程度私は根拠があるということで予定価格を設定されたとい

うふうに考えますが、これ予定価格の設定についてはどのように考えておられるのか。

それとあわせて、実際的に今回今補足説明の中で実際的には新たにつなぐオレンジ苑から風呂の地域ですか、今、今回のこの工事で大体住宅地域はもう既に終了なのか、それとも住宅地域は何戸ぐらい、実際的に、何戸ぐらい網羅する格好になるか、ただ単にあっこから橋の部分だけなのか、工事区域が、網羅するのは、それはどこの部分なのか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 2点ほどちょっと私の方からお答えいたしたいと思います。

まず、指名業者の選定の指名選定の理由でございますが、これは旧4町での指名の基準等から新町になりまして指名審査会の中で指名の基準というものをまず協議をいたしました。

それによってその基準に基づいて、今指名を、指名審査を行っておるわけでございます。それらの中でどういう基準でこの9社になったのかということでございますが、まず、経営事項審査の中の点数の問題でAランクにランクされておる町内業者プラス町内に事業所のある業者さんということで、ここでいいますと具体的にいいますとアイサワ工業、井森工業がそれに該当すると思いますが、それらを入れた業者選定というふうになっております。

また、次の予定価格の設定のことでございますが、予定価格につきましては、中央建設審議会の方からできるだけ歩切りをしないようにというふうな通知もまいっておりますし、できるだけ設計価格に近い形で予定価格を設定をいたしたいというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） それでは予定価格の決定について、少し公共工事の下水道の部係で算定して歩切りはしておりません。

それと今回の工事の地域につきまして、先ほど住宅の地域かということなんですが、それは前回の工事で住宅の地域を入札しております。ですからオレンジ苑から竜崎温泉の間でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 指名審査会の町の方に再度質問しておきたいんですが、実際的に、今回、後から報告いただきたいと思いますが、前回までのように、入札予定価格に対して98という数字はどうか降下したようですが、それにしてもかなり高いところにあるんじゃないかというふうな考えます。

実際的に、ちょっと状況を見ておりますと、例えば、先日来入札談合事件と称してかなり日本全国を揺るがした事件がありました。これも基本的には事前公表の導入をした部署であります、実際的に談合の結果でさえ97、8水準のとこなんですよね。実際、合併後周防大島町の契約高を見ておりますと、98、97という状況です。それを推移すると、一体どうなのかなと、本当

に町が発注する工事が競り合った結果なのかなという疑念が出る水準でした。その辺私は指名審査会としても慎重に考えんやいけんところじゃなかろうか、その一つ的手段として今まで言ってきたのが、新たな、例えば今までの従来の指名審査会のあり方から、様式がありますよね。いわゆる郡内大手と郡に出先のある大手ということで、それプラス私は一定の部分を入れんとなかなかクリアできん要素があるんじゃなかろうかということは、この契約にかかわるところで言ってきましたが、そういう点もそろそろ検討の段階にあるんじゃなかろうか、いっそくたんに一般競争入札ではなしに、近隣市町村の業者も入れながら、実際的に指名競争入札あっても実際競り合う要素をふやしていくという格好が取られんとなかなか実際的には今の高率落札というんですか、いう状況は脱却できんときがくるんじゃなかかなというふうに危惧しております。

その点で、再度実際的に指名審査会としてそういう例えば本来の競り合っただけの競争方式導入のためにもその辺を検討する時期じゃないかと思いますが、考えを聞いておきたいというふうに思います。あわせて今回95ちょっとという状況だろうと思いますが、その辺の報告も求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今回が95.数パーセントだと思いますが、ただ、その98とか、97とか、95という数字だけでその競争性がないとか、またはその談合の恐れがあるというふうなことは私たちが客観的に申し上げることは非常にできない状況だと思っております。

もう一点、各旧合併前の4町とも町内業者の育成という形、名目でもってできるだけその町内業者を優先的に指名にするという形でできておったところも当然新町でも受け継いでおることでございます。

今議員さん御指摘のような9社プラス町外、郡外といいますか、または県外というようなところまで入れて、そういうふうなことをした方がいいのかどうかということはまだ合併後まだ1年も経過してない状況でありますし、もう少し様子をみさしていただきたいと思っておりますし、これが今御指摘のようなずっと99と98とかが続くようであれば当然何らかのてを打たなければならないという御指摘も議員さんの方からも出てくるのではないかと考えております。ただ数字の上だけ見られて、それが競争性がない、数字の上ではないんでしょうが、即談合にというふうには思っていないところでございます。これからの経過をもう少しみさしていただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的には結果の連続なんですよ。実際的に行政も、例えば私たち監視役の議会も実際的にそれをきちっと調査するちゅうのはある意味不可能なところがあります。私自身も不可能だというふうに認識しております。しかし、結果がずっと続くような方向は好ましくないということと、私たちが再度言うときですが、この事前公表の入札を、この事

前公表の方式を入札したのは、あの当時あくまで公務員に対して、その町職員に対していろんな圧力があると、その圧力を取り除く、負担を取り除くということだけで、この制度を導入したんですね。改めてその時点から今いろんな発展が、発展といいますか、変化が起こりよるんで、それはきちっと考える時期にはきちよると。

それともう一つは、談合の結果、例えば、さっき言うたように、实际的に98、97が続くということは、もう客観的に公正取引委員会でさえそういう言い方をしよるんですよ。客観的にはそういう状況と見られるという指摘は当然だというふうに、それが今回たまたまそういう状況じゃありませんが、实际的には長く続くということになれば、また公正な取り引き状況かどうかとちゅうなで、やっぱり議員として判断せざるを得ないというふうに考えております。そういうふうなのはある程度早い時期に取り除く方向も検討の一つに加えていく必要があるんじゃないかということだけ提起しちよきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第9号平成17年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事（東枝5工区）の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第3．議案第10号

議長（新山 玄雄君） 日程第3、議案第10号竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事（建築主体工事）の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第10号竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事（建築主体工事）でございますが、これの請負変更契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

本工事は平成17年2月24日開催の周防大島町議会第2回臨時会におきまして工事請負契約の締結に関する御議決をいただき工事を進めておりますが、工事に伴う掘削残土を西安下庄大泊

地区に建設を予定いたしております一般廃棄物最終処分場建設工事に使用する予定でありましたが、掘削の結果、石がら交じり最終処分場には使用できないことが判明いたしました。そこで掘削土5,689立米、掘削残土ですね。掘削残土5,689立米のうち、特に石がら交じりの多い残土3,192立米につきまして、大島土木協会が管理いたしております久賀山田の残土処理場に搬入することとし、処分費と運搬距離が伸びることによりまして、残土処理費用が増額することとなりました。現契約4億2,000万円に666万3,300円を追加し、4億2,666万3,300円で請負変更契約を締結したいのであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今初めて聞きましたが、旧久賀町といいますか、久賀の山田地区に残土を持って行くということですが、具体的に山田のどの辺かということ、このどういう方法で輸送をするのか。その辺をちょっとお伺いします。

議長（新山 玄雄君） 椎木増進健康課長。

健康増進課長（椎木 千明君） お答えいたします。

まず、現在の竜崎温泉のすぐ東側のところを掘削をいたしまして、それをダンプに載せまして、それから、現在ちょうどオレンジ苑、栄団地の前を通りまして、それから土居のトンネルを通りまして、その土居のトンネルを抜けまして、今度は大規模農道に上がりまして、大規模農道から山田の残土処理場の方に運搬をするという経路でございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） これはなしに、具体的に山田のどの地区かということ。どの辺かということ。

議長（新山 玄雄君） 椎木増進健康課長。

健康増進課長（椎木 千明君） 久賀から帯石に上がる道がございますが、その帯石に上がる道と大規模の交差点がございます。それから、その久賀に行きました約2キロぐらい進んだところの道の下側でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実は、まず今回追加額の666万3,300円、根拠が非常にわかりにくいというのがまず一つです。いいのですが、実際的にもともと契約高のうち、どんだけその部分が入っちゃったのか、例えば半分というが、半分程度今度追加せんにゃいけんちゅうが、もともとどういう計算だったのか。

それでまた、今の契約内容を見ると、入札残で基本的には行うような格好だろうという予測はつきますが、実際的には3分割で工事発注して、実際的にはこの本体部分、建築主体部分の増額ということなんだが、一番ポイントは、実は根拠が私は非常にあいまいで、例えばトラック何車分は当初組んじょったが、今度はこうなるとか、例えば、今度はトラック何車分でこれでいくとかいう報告をまず補足説明でやっていただければならないということ。

それともう一つは、私自身も執行部提案が議会開会中執行検討して出すことは可能です。しかしだからといって、直近まで出てこんちゅうのは私は異常だというふうに考える立場です。いいますが、本来ならこういう問題は当初出してくる問題です。当初、気がつかんかったんかどうなんかも含めて何ら釈明はありません。本来なら、早くとらえて出てきたのか、その辺も非常にあいまい。緊急性があったのかどうなのかという問題、それもきちっと答弁を求めておきたいと。

もう一つは、山田の公共残土処理場と言われるが、あそこは沈砂地がせまくて泥水がすごい出るという地域の声があるんですよ。それを知っちゃって、今度ここしかないと思うていくちゅうんならもうちょっと山田の公共残土処理場を実際私は調査すべきだというふうに考えておりますよ。それでなくして持って行くちゅうとこがないけあっこへ持って行けというやり方は私は正しくない。あっこも調べて見ますと、大体あそこの残土が30万立米置かれるということらしいです。実際ある建設会社が手がけてそれを県と今のある大島の建設何とか、町内のあれと一緒にあって、一緒になってという言葉は悪いが、契約してそこで処理するということになっちゃうんですが、実際的にはみやすうあっこの持って行くよちゅうもんじゃないという認識をしちゃうんですよ。その辺はようつかまえた上できょう提案しちゃうのかどうなのか、それもちょっと聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） ただいま御指摘の契約の変更議案につきまして、突然出てきたということとでございまして、そのことにつきましては、重々お断りを申し上げたいと思います。

もう少し早くこういう御説明ができればよかったんですが、その運搬距離とか、また処分費等の差額、または全体の土量のつかめる期間が15日の議会が開会された後に正式な数量が確定されたということとでございまして、きょう提案するということになりまして、そのことについてはまずお断りを申し上げたいと思います。

それと、山田の方に運びます残土3,192立米の666万3,300円の根拠でございまして、まず、運搬距離が5キロから7キロに伸びますことに伴います増高経費が、5キロでは750円のところが7キロになると1,100円になるということ、立米当たり350円ほど増高いたします。

また山田の処分場につきましては、今お話がありました沈砂地等の設備等をする。または

持って行った土砂を当然ならしたりしなければなりません。それらの費用として立米当たり1,080円を土木協会の方にお支払するというようになっております。これら合わせまして立米当たり350円プラス1,080円の増高経費が出るものでございます。これに3,192立米を掛け合わせまし、なおかつ諸経費等の計算をしますと、こういう数字になってくるということでございます。御理解いただきたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案10号竜崎温泉プールの主体工事に係る契約変更の締結について反対討論しときたいというふうに思います。

といいますのは、私は常々いろんな施設がある中で、確かに急に出てくる問題があるかもわかりません。基本的にですね。しかしできるだけ早く議会に報告すると、提案するというのが筋であります。今回も私たちは昨日午後に実際的に議案をここへ取りに来て初めてわかると、しかし実態は実態調査をする間もないと、ただ客観的に今の山田の公共残土処理場については地元住民からいろんな反発の声があるということはたまたま調査の段階で、この議案とは別個に聞いておりましたのでわかります。実際的にあそこの住民はそこへ住んでおる住民なんですよ。実際的に処理場がないから単純にあそこへ持って行ってええか、処理するよちゅうもんでもないわけなんですよ。確かに搬入前にはどういう経過で特定の運営の残土処理場が、そういう形態の中での公共残土処理場に移管し、そしてまた建設業協会が運営するようになったか、まだ実際的に私はつかんでおりませんが、実態として30万立米近く入れることができる残土処理場はね、実際的には私は今の沈砂地の問題もあり、実際的に今の処理すると、今の660万円の今の根拠もまだ不十分でありますし、急に言われても根拠もわからんという状況です。

私はそういう点では、一番大事なのは議会に対してできるだけ早く出してくるというのがまずいろはのいじゃというふうに考えちよる。それも一つの反対の論点だということを明らかにしちよきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第10号竜崎温泉「温泉プール」および「潮風の湯」整備工事（建築主体工事）の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第11号

議長（新山 玄雄君） 日程第4、議案第11号周防大島町奨学金条例を廃止する条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第11号周防大島町奨学金条例を廃止する条例の制定について補足説明を申し上げます。

合併前の旧久賀町と旧東和町に奨学金の貸与に関する規定が制定されておりました。旧久賀町は毎年度一般会計の予算の範囲内において貸与をし、旧東和町においては奨学資金貸付基金により貸与をいたしておりました。合併前の教育専門部会の合併協議の中で、合併が平成16年度の年度途中であり、既に当該年度の貸与者を決定し貸与が進んでおります。進んでおりますというのは、要するに半年間進んでおるとい状況のときでの合併でございましたので、17年度からは旧東和町の奨学資金貸付基金による貸与に統一するとの協議で調整され、4町の町長会の確認も受けてそういうふうな形で決定をいたしておりました。

そこで、本来であれば3月の定例会におきましてこの廃止条例を上程すべきところでしたが、このたび本年度の奨学生の審査を行うに当たりまして条例を廃止していないことが判明し、ここに廃止条例を提案さしていただくものでございます。まことに不手際でございます、ここにお断りを申し上げます。補足説明を終わります。何とぞ慎重なる審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ということは新町になったの申込者はなかったというふうに理解していいわけですか。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 先ほど申し上げましたように、執行部の方では、当然合併前の協議で、17年度からは東和町の条例に基づいて条例規則に基づいてこの奨学金の貸し付けを行うという形で進んでおりましたので、当然東和町の条例を引き継いだ新しい新町での周防大島町奨学資金

貸付基金条例に基づいて奨学金の募集も行い、その募集に対する審査を行うとしておるわけでございます。そういうことでございますから、当然2つの条例が残っておった状態で貸付募集をしたという形になりまして、大変申しわけなかったんですが、当然一つを廃止して東和町の条例が旧条例から引き継いで新しい条例で引き継いで貸し付けを行うとするということでございます。

議長（新山 玄雄君） 魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 何点が聞きたいんですが、まず旧久賀町の条例と、それから、旧東和町の条例、2点出されて現状でこの議案で旧久賀町の条例をのけて東和町の方の条例に統一するというような御提案でございますが、2つの条例案、かなり違いがありますよね。内容面で。僕の記憶しておるところでは、金額の問題、それから、貸し付ける貸付先の子供の対象の問題、それから、もろもろかなり差があると思うんですが、その辺はどのような処理をお考えですか。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） お答えをいたします。

御指摘のように旧久賀町の条例がそのままいきておったわけですが、実は、旧久賀町の条例にあります募集については、もう既に新規に募集はしておりませんでした。東和町の基金の分についての募集のみを行ったということで、17年度については旧東和町から1名ほど申し込みがありました。旧久賀町に既に貸与しておる生徒がおるわけですが、大学生が3名、高校生が1名、合わせて4名、旧東和町で貸し付けておりましたのが5名、これはこのまま継続して貸与していくということです。17年度新たに1名ほど、1名しかなかったということで、もっと多く考えておったわけですが、応募が1名しかなかったと、あわせて償還者もそのまま残っておるわけです。旧久賀町の償還者が現在30名、旧東和町が38名、これの償還事務についても引き続き行っていくということにいたしております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 現状の報告はそれでわかりましたが、規則、細則あたりの差異があったと思うんですよ。細かいところで。その辺は調整をされていくわけですかね。例えば、旧東和町の規則でしたら3万円が上限だったと思うんですが、久賀の条例でしたら、たしか6,000円というような金額の問題ですね。

それから、貸付先は、要するに旧東和町の場合だったら高校生に限られておったと思うんですが、旧久賀町の条例でしたら大学生まで幅広くというような感じも考えられておるようですが、その辺は規則の部分で統一されるんですか。それとも新しく考え直されるんですか。

それともう一点、旧東和町の、要するに条例でいきますと、基金で賄うというようなことにな

っております。基金そういう方針でやられるというのは結構なんです、その基金が、例えば町財政から幾らか今後補助といいますかね。基金の部分に繰り入れていくんだというような、貸し付ける人数等のぐあいもあるでしょうが、運営状況等もあろうかと思いますが、その辺は規則の部分でやられるのかということです。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 久賀町では今御指摘のように、高校生が6,000円、大学生が2万円ということでありました。旧東和町の基金の貸し付けが3万円ということがありましたが、今回の新規の分につきましては、統一をしたということで月に2万円の貸し付けということで統一をしたいというふうに思っております。

基金につきましては、平成17年度分から貸し付けについては東和町の基金4,000万円ほどありますが、それから行っていくということにしております。今のところ計算をしていきますと、町からの一般会計を繰り入れるという状態ではまだそこまでいかないということの計算上なっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず一つは、条例規則について質問します。いいのですが、東和町の基金条例をいかして新町の条例の中で設置されるというのが、実際に残っておるのは、私はちょっと探す間がないけきちと答弁してほしいんですが、平成16年10月1日規則第58号の周防大島町奨学金貸付、これはあくまで規則でつくっておるんですね。

今度は旧久賀町の条例そのものを廃止するんだと、しかしそれじゃ元になる条例そのものは規則運用ですから、実際的に条例があるのかなのか、ということになると先ほど議員指摘された、例えば旧東和町時代でしたら3万円でしたが、今度は2万円になると、その金額については規則ということになれば、議会の同意事項じゃなくなるという可能性があります。これは理屈なんですよ。いう状況であるのかなのか、その辺含めて聞いて、私問題点大きいと思うんで聞いておきたいと。

それともう一つは、旧条例も急遽調べたんで私はなんともいえませんが、実際的には基金の中身がかなり議論になっておりますが、返済についても今議員からいろいろ聞かれますんで改めて聞いておきますが、旧久賀町の条例においては、返済においては旧久賀町にいうなれば5カ年以上住めば、早ういうたら一部もしくは全額を償還しなくてもええという規則が、規則ちゅうか中身がありましたね。その辺の運用が実態的にはこれが条例が廃止されると実際どのようにいきるのか。今から30名余りおられるという報告でした。その運用の実態はどうなるのか、あわして規則そのものがなくなるということになるのか報告を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） まず、この条例規則、両町にあったわけですからそれをどこに一本化するかということにつきましては、先ほど申し上げました合併協議会の中の教育専門部会の中でいろいろ議論して、結果的には旧東和町にありました奨学資金貸付基金条例等東和町奨学資金貸付規則に基づいてこれを新町の条例規則にしようという形での調整がなされておりました。

それで今議員さんが御指摘のような久賀町の方は、久賀町奨学金条例の中で奨学金の額、または奨学金の返還の方法、または免除等が規定されておりました。

それで旧東和町の条例の方は、要するに貸し付けの基金の条例でございますので、実際には規則の方で貸付額または返済の方法等については免除の方法等が規定されておりました。そこで新町で残っていきます旧東和町から引き継いだ周防大島町奨学資金貸付基金条例と周防大島町奨学資金貸付規則につきましては、規則の方で奨学金の額を定めておまして、当然この規則の方の改正は既に行われておまして、2万円ということになっております。

それで先ほどありましたような、既に貸し付けられておる奨学生の償還につきましては、すべて附則の経過措置の中で従来どおりの償還で、久賀町で借りた分については久賀町の方法で旧条例規則によって償還をするという経過措置の附則をつけております。それで久賀町につきましては、一般会計から貸し付けておった状況でございますので、当然償還もそこに入ってきますし、それを東和町の基金の方ということになりますと、基金は基本的には貸し付けた奨学金貸し付けたものはすべて返ってくるという形の基金でございますので、ちょっと一緒にはなりにくいということから、旧町ごとに旧町の条例規則を経過措置として付則でつけておるところでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 御承知のように、条例の基づく規則の変更について、先ほどから答弁が月額2万円というあれがりましたが、実際的には月額規則上は3万円です。実際的に私たちが今持つておる分は、規則はあくまで3万円なんです。それで議会の同意が要らないからちゅうことで差しかえされたら議会答弁と私たちの持つておる内容が一致せんのですよ。だから困るんですよ。きちっとやっつけば、あくまで旧東和町の生かした内容であればあくまで規則上は3万円、しかし実態上は2万円ですよちゅうことになれば、私たちは議会人ですから、やっぱりその議論を聞いたら「ああ2万円に落としたんじゃな」ということになります。私たちはきちっとしたものを議会の質疑の中でやりたいし、議会の中で実際、一番確かなのは私たちが見るこれと、やっぱり議会議論だという状況です。ですから急に2万円になったというて言われても「いやそんなことはないよ」と説明したら、説明した方が間違いということになりますので、それは規則と条例の大きな差がそこにあるんだということだけは認識しちよっていただきたいとい

うふうに思います。差しかえはいつごろ。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） まず先ほども申し上げましたように、本来であれば3月の定例会で4月1日以降の条例廃止をお願いすべきところでした。そのことにつきましては、大変不手際があったわけですので、重ねてお断りを申し上げます。

それと、今の規則は改正いたしておりますが、その規則の条例集への差しかえはいつかということですが、年に2回ということになっておりますので、次の差しかえ時期は10月頃というふうに御理解いただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 各委員から2つあるけどちがどうかという指摘があるが、あくまで私たちが見るいわゆる存続しようとする部分は規則第58号運用上をこれを見てやるということなんです。10月また差しかえようということですが、実際に私たちは1万円違えば大きく違うわけですよ。実際的に。そしてまた中身が違うとるのをいつまでも見ちよると、たまに今回議論が出たからわかるが、これも忙しかろうとやっぱりきちと対応すべき内容というふうに私は考えております。どっかの慣行で今回も不愉快で議員からしたらこんだけ不愉快な議案はありませんよ。実際。それ議会の側から同意をとって、いつの間にかこれは間違っちゃったけいていうんで議会に上程するというのは、私は気がついた時点で早うやるちゅうことは正しいんですが、実際的に、私はかなりのミスがあるという点は指摘しておきたいというふうに思います。言いようがない。

議長（新山 玄雄君） 答弁いいですか。本日の会議時間は議事に都合によりあらかじめ延長いたします。

これより、ほかに質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第11号周防大島町奨学金条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5．発議第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第 5、発議第 1 号住民生活を支える道路整備の推進を求める意見書の提出についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。伊東議員。

議員（2 番 伊東 梅芳君） 小田議員、田村議員の賛成を得て提出いたしました住民生活を支える道路整備の推進を求める意見書について、提案理由を申し上げ、議員各位の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

道路は豊かな住民生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基本的なインフラであり、その整備は住民が長年にわたり熱望しているところであります。しかしながら、国の財政状況をみますと、平成 17 年度道路予算では、道路を特定財源の用途拡大等により対前年比が割り込むなど、道路予算を取り巻く環境は極めて厳しい状態にあります。特に道路交通への依存度が高い私たちの住む地方においては、道路は住民生活はもとより地域の産業、経済を支えるもっとも重要な生活基盤であります。

しかしながら、本町及び近郊地域における道路整備はいまだ不十分であり、引き続き道路整備の計画的かつ着実な推進が不可欠であることをかんがみ、私は政府並びに国会に対し、平成 18 年度の予算編成にあたり道路財源の充実は地方への重点配分を図っていただくよう別紙意見書を提出するものであります。議員各位には御賛同を賜りますようお願いいたしまして提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。魚谷議員。

議員（13 番 魚谷 洋一君） 本文中に政府並びに国会におかれましてはとありますので、提出先は大体予測はつくんですが、政府といえば日本国政府だと思うんですが、国会といえば日本の国会だと思うんですが、提出先はどちらに予定をされておるのかお願いします。

議長（新山 玄雄君） 伊東議員。答弁。そこでいいです。

議員（2 番 伊東 梅芳君） 提出先を申し上げます。

内閣総理大臣小泉純一郎、総務大臣麻生太郎、財務大臣谷垣禎一、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長、それと地元選出国會議員です。8 名に提出させていただきます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手による採決を行います。発議第1号住民生活を支える道路整備の推進を求める意見書の提出について、原案のとおり採決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり採択されました。本件について議会の意思として関係機関に上申いたします。

日程第6・発議第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第6、発議第2号米海軍厚木基地機能の岩国移転に反対する決議の提出についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 米海軍厚木基地機能の岩国移転に反対する決議の提出について趣旨説明を行います。

最初に、富田安英議員、また神岡光人議員の賛同を得、そして議会運営委員会の中で協議させていただきました。まず報告いたします。

また今日に至った経緯につきましては、当初の議会運営委員会の中では十分な議論をする間がなかったという御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、今回提案とする中身であります。議員各位御承知のように、現在の岩国基地の機能の状態でも実際的には騒音被害は多大なものがあります。その苦情が私どもどこに苦情を言っていたらいいのかという状況であります。

またマスコミの情報どおりの移転があるということになりますと、岩国基地の一つ拡大、強化につながるという点、そして空母艦載機の移転となれば夜間着艦訓練、通常NLPというそうですが、受忍の限界を超える騒音被害と事故の拡大につながるという点、また3点目として、だからこそ行政も議会も一緒になってこの移転に反対しちよるという状況です。

以上の点を踏まえ、周防大島町民の生活と環境を守るという立場から全議員の賛同をお願いしたいというふうに思います。

また、先ほど質疑の中でありましたように、どこへ出すんかという点につきましては、国会と防衛庁という理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手による採決を行います。発議第2号米海軍厚木基地機能の岩国移転に反対する決議の提出について、原案のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり採択されました。

本件について議会の意思として関係機関に上申いたします。

日程第7・請願第3号

議長（新山 玄雄君） 日程第7、請願第3号周防大島花火大会の助成に関する請願書を上程し、これを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 紹介議員の武政輝夫君、中本博明、安本貞敏さん、魚原満晴君、平野和生君、私を含め6名の代表して、紹介議員の代表で私が請願の趣旨説明をさせていただきます。

旧橘町の安下庄湾で44年間にわたり開催されております歴史ある花火大会は民間主体の実行委員会がこれまですべてを計画、実施してきました。今年も例年どおり実行委員会により花火大会を実施するはこびになっております。

今年からは新生周防大島町民の一体感を醸成する意味をもって、名称を周防大島の花火大会として実施することにしております。

議会におかれましては、この趣旨を十分に理解され、あらゆる面からの応分の御協力、御支援をお願いいたしたいところでございます。

お手元に配布しております資料には、請願書として内容とか、表現とかに不適切なり、不十分の面もあるようにも思われますが、趣旨としては、周防大島の花火大会として今年から実施したいということを議会においても認知せられ、御協力、御支援のほどをよろしく願いますということが趣旨であります。

以上、簡単な説明になりまして申しわけありませんが、請願の趣旨説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。請願第3号質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） こういう請願に対して本会議上程されて質疑をするというのは

非常に私も苦慮するところであります。といいますのは、一つは、国民の請願権、これは何人からも保護される内容です。しかし、今回出されておる請願の内容、これについて質疑をしたいというふうに思います。といいますのは、合併後それぞれ旧町単位でそれぞれのイベントがあったというのは私も承知しております。しかし、特定の地域の特定の地区の特定の祭り、これを請願で出してくるちゅうことがどういうことなのかという点があります。それぞれ旧地域ごとに思い入れのイベントがあるというふうに私も認識しております。そして予算上は、皆さん方賛成されました。それが後からこういう特定の地域の特定のイベントを周防大島町の祭りの位置づけ、イベントの位置づけにして、そして早う言うたら増額してくれと、これは私は非常にまずい方向になりませんか、それを紹介議員の立場からどういうふうに考えておられるのか、これをまず聞きたいというふうに思います。

それともう一点は、私たちが請願をつくる時に、請願を紹介議員として町民の方と議論するときに、何が大事かという場合に、事項並びに項目が大事かということを行います。それで今回この請願については、要旨並びにあれはありますが、具体的な大島町議会に何々をしてくださいという事項、項目のたぐいが実際的にはないという状況です。それは具体的には紹介議員が請け負ったから好きに解釈してくれということなのか、例えば、要旨とか、それが事項に当たるといいう請願の考え方なんかどうなのか、これはやっぱり大事な点、今から先もこういういろんな請願形態がありますが、私たちは少なくとも他の町民の皆さん方に説明するときは事項並びに項目がすごい大事なんだということを説明しております。その点では今回出された請願は事項並びに項目はないという状況です。

最初言った本当に特定の地域だけの特定のイベントを周防大島町のこれにして予算の増額を求めような、例えば請願についてどのように紹介議員の皆さん方が考えちよってろうか。旧町ごとの思い入れのイベントはありますから、これとめとくもない請願の形になるんじゃないかという危惧がしております。

それともう一点は今の項目についてはどういう解釈をされているのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 大変ごもっともな御意見でございます。なかなかこの緊急に議会中にどういう請願が出てきたので初めの説明にも申しておりましたように、内容なり、表現なり大変不十分な面が多いので失礼な面もありますが、一つ今年度より周防大島の花火大会ということでやりたいということ、議会へ、しっかり知ってもらって、そしてできればいろいろと各方面にわたっての御支援、御協力をお願いしたいという請願というふうに私は認識しておるわけがあります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 最終的にはさっき取り扱いの中で委員会付託ということなんで、これ以上質疑はしませんが、（発言する者あり）やっぱり私はぜひとも委員会審議の中でお願いときたいのは、私たちは付託される委員会のすべていって議論ができる立場ではありません。その辺はきちっと私が本会議で言った点も審議の対象にさせていただきたいということによって終わります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） この文章の中に町の助成金が約200万円とあります。これは参考資料で、以前200万円だったのが80万円に下がったですね。そのときに何で下げるのかと質問しましたんでね。できればほんと大島の大きなイベントですから、町もしっかり協力してもらいたいということで終わります。

議長（新山 玄雄君） 質疑じゃありません。（発言する者あり）賛成討論。それでは、質疑はほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております請願第3号周防大島花火大会の助成に関する請願を会議規則第92条第1項の規定により所轄の建設環境常任委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。ただいま建設環境常任委員会へ付託しました請願第3号につきましては、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま建設環境常任委員会へ付託しました請願第3号につきましては、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第8．議員派遣の件について

議長（新山 玄雄君） 日程第8、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣いたしたいと思います。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、派遣することに可決されました。

次にお諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

・ ・

日程第9．委員会の閉会中の継続審査について

議長（新山 玄雄君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員長から目下委員会において審査中の事件について会議規則第75条の規定によりお手元に配りました申請書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

・ ・

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。これにて平成17年第2回定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後5時16分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 田村 三郎

署名議員 伊藤 秀行

